

○起きてはならない最悪の事態ごとの評価結果と対応方策(目次)

| 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) | |
|------------------------|---|
| 1 | 地震による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 |
| 2 | 大規模津波による多数の死傷者・行方不明者の発生 |
| 3 | 異常気象による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫による死傷者・行方不明者の発生 |
| 4 | 大規模な土砂災害による死傷者の発生 |
| 5 | 暴風雪や豪雪による死傷者の発生 |
| 6 | 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生 |
| 7 | 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止 |
| 8 | 多数の孤立集落等の同時発生 |
| 9 | 消防、海保等の救助・救急活動等が実施できない事態 |
| 10 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 |
| 11 | 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下 |
| 12 | 経済活動の停滞による物流の停止 |
| 13 | 基幹的交通ネットワーク(陸上・海上)の分断や機能停止 |
| 14 | 各種エネルギー供給機能の停止 |
| 15 | 上水道・下水道施設等の機能停止 |
| 16 | 二次災害の発生 |
| 17 | 復旧・復興が大幅に遅れる事態 |

○起きてはならない最悪の事態ごとの評価結果と対応方策(概要)

| |
|------------------------------------|
| リスクシナリオ |
| Ⅰ 地震による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 |
| 対応方策一覧 |
| 【住宅・病院・学校等の耐震化・老朽化対策】 |
| ・住宅の耐震化 |
| ・公営住宅の耐震化・老朽化対策 |
| ・公立学校施設等の耐震化・老朽化対策 |
| ・社会教育施設の耐震化・老朽化対策 |
| ・建築物等からの二次災害防止対策 |
| 【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】 |
| ・公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策 |
| ・役場庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策 |
| ・漁港施設の耐震化・老朽化対策 |
| 【道路施設の防災対策】 |
| ・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策 |
| ・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策 |
| 【空き家対策】 |
| ・空き家対策 |
| 【防火対策・消防力強化】 |
| ・防火対策 |
| ・消防力の強化 |
| ・消防団の充実 |
| 【避難場所の指定・確保】 |
| ・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 |
| ・福祉避難所の指定・協定締結 |
| ・防災公共の推進 |
| 【避難行動支援】 |
| ・避難行動要支援者名簿の作成 |
| ・避難行動要支援者名簿の活用 |
| 【防災意識の啓発・地域防災力の向上】 |
| ・防災意識の啓発 |
| ・防災訓練の推進 |
| ・防災教育の推進 |

リスクシナリオ

2 大規模津波による多数の死傷者・行方不明者の発生

対応方策一覧

【警戒避難体制の整備】

防災マップの作成及び津波避難計画の改定

【避難場所の指定・確保】

・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（再掲）

・福祉避難所の指定・協定締結（再掲）

・防災公共の推進（再掲）

【避難行動支援】

・避難行動要支援者名簿の作成（再掲）

・避難行動要支援者名簿の活用（再掲）

【消防力強化】

・消防力の強化（再掲）

・消防団の充実（再掲）

【防災意識の啓発・地域防災力の向上】

・防災意識の啓発（再掲）

・防災訓練の推進（再掲）

・防災教育の推進（再掲）

リスクシナリオ

3 異常気象による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫による死傷者・行方不明者の発生

対応方策一覧

【河川改修等の治水対策】

・河川改修等の治水対策

【河川等の防災対策】

・ため池等の防災対策

・農業水利施設の防災対策・老朽化対策

【警戒避難体制の整備】

・避難勧告等発令体制の整備

・避難勧告等の発令基準の作成

・住民等への情報伝達手段の多様化

・県・町・防災関係機関における情報伝達

【避難場所の指定・確保】

・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定(再掲)

・福祉避難所の指定・協定締結(再掲)

・防災公共の推進(再掲)

【避難行動支援】

・避難行動要支援者名簿の作成(再掲)

・避難行動要支援者名簿の活用(再掲)

【消防力強化】

・消防力の強化(再掲)

・消防団の充実(再掲)

【防災意識の啓発・地域防災力の向上】

・防災意識の啓発(再掲)

・防災訓練の推進(再掲)

・防災教育の推進(再掲)

リスクシナリオ

4 大規模な土砂災害による死傷者の発生

対応方策一覧

【警戒避難体制の整備（土砂災害）】

・避難勧告等発令及び自主避難のための情報提供

【農山村地域における防災対策】

・ため池等の防災対策（再掲）

【避難場所の指定・確保】

・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（再掲）

・福祉避難所の指定・協定締結（再掲）

・防災公共の推進（再掲）

【避難行動支援】

・避難行動要支援者名簿の作成（再掲）

・避難行動要支援者名簿の活用（再掲）

【消防力強化】

・消防力の強化（再掲）

・消防団の充実（再掲）

【防災意識の啓発・地域防災力の向上】

・土砂災害ハザードマップの作成及び防災意識の啓発

・防災訓練の推進（再掲）

・防災教育の推進（再掲）

| |
|------------------------------|
| リスクシナリオ 5 暴風雪や豪雪による死傷者の発生 |
| 対応方策一覧 |
| 【防雪設備等の整備】 |
| ・防雪設備等の整備 |
| 【道路交通の確保】 |
| ・除排雪体制の強化 |
| ・立往生車両の未然防止 |
| 【情報通信の確保】 |
| ・情報通信利用環境の強化 |
| 【冬季の防災意識の啓発】 |
| ・冬季の防災意識の啓発 |
| 【道路施設の防災対策】 |
| ・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲） |
| ・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲） |

| |
|--|
| リスクシナリオ 6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生 |
| 対応方策一覧 |
| 【行政情報連絡体制の強化】 |
| ・県・町・防災関係機関における情報伝達（再掲） |
| 【住民等への情報伝達の強化】 |
| ・住民等への情報伝達手段の多様化（再掲） |
| ・情報通信利用環境の強化（再掲） |
| ・障がい者等に対する避難情報伝達 |
| ・外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化 |
| 【防災意識の啓発・地域防災力の向上】 |
| ・防災意識の啓発（再掲） |
| ・防災情報の入手に関する普及啓発 |
| 【防災教育の推進・学校防災体制の確立】 |
| ・防災教育の推進（再掲） |
| ・学校防災体制の確立 |

リスクシナリオ

7 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止

対応方策一覧

【支援物資等の供給体制の確保】

- ・非常用物資の備蓄
- ・災害発生時の物流インフラの確保
- ・避難所等への燃料等供給の確保
- ・災害応援の受入体制の構築
- ・救援物資等の受援体制の構築
- ・要配慮者(難病疾患等)への医療的支援
- ・災害用医薬品等の確保

【水道施設の防災対策】

- ・水道施設の耐震化・老朽化対策
- ・応急給水資機材の整備
- ・水道施設の応急対策

【道路施設の防災対策】

- ・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策(再掲)
- ・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策(再掲)

【漁港の防災対策】

- ・漁港施設の耐震化・老朽化対策(再掲)

【食料生産体制の強化】

- ・食料生産体制の強化
- ・農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策
- ・農業・水産業の担い手育成・確保

【被災農林漁業者の金融支援】

- ・被災農林漁業者への金融支援

リスクシナリオ

8 多数の孤立集落等の同時発生

対応方策一覧

【代替輸送手段の確保】

・代替輸送手段の確保

【ドクターヘリの運航の確保】

・ドクターヘリの運航の確保

【情報通信の確保】

・情報通信利用環境の強化(再掲)

【道路施設の防災対策】

・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策(再掲)

・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策(再掲)

| |
|---------------------------------------|
| リスクシナリオ 9 消防、海保等の救助・救急活動等が実施できない事態 |
| 対応方策一覧 |
| 【防災関連施設の耐震化・老朽化対策】 |
| ・役場庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策(再掲) |
| 【災害対策本部機能の強化】 |
| ・災害対策本部機能の強化 |
| 【関係機関の連携強化・防災訓練の推進】 |
| ・医療従事者確保に係る連携体制 |
| ・総合防災訓練の実施 |
| 【救急・救助活動等の体制強化】 |
| ・救急・救助活動等の体制強化 |
| ・消防力の強化(再掲) |
| ・消防団の充実(再掲) |
| 【支援物資等の供給体制の確保】 |
| ・災害応援の受入体制の構築(再掲) |
| ・救援物資等の受援体制の構築(再掲) |
| 【防災意識の啓発・地域防災力の向上】 |
| ・防災意識の啓発(再掲) |
| ・防災訓練の推進(再掲) |
| ・地域防災リーダーの育成 |

| |
|--|
| <p>リスクシナリオ</p> <p>10 被災地における感染症の発生や医療施設・医療関係者の絶対的不足・支援ルートの途絶による医療機能の麻痺</p> |
| <p>対応方策一覧</p> |
| <p>【災害発生時における医療提供体制の構築】</p> |
| <p>・災害時医療の連携体制</p> |
| <p>・医療従事者確保に係る連携体制（再掲）</p> |
| <p>・お薬手帳の利用啓発</p> |
| <p>【ドクターヘリの運航の確保】</p> |
| <p>・ドクターヘリの運航の確保（再掲）</p> |
| <p>【道路施設の防災対策】</p> |
| <p>・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）</p> |
| <p>・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）</p> |
| <p>【要配慮者への支援等】</p> |
| <p>・要配慮者等への支援</p> |
| <p>・心のケア体制の確保</p> |
| <p>・児童生徒の心のサポート</p> |
| <p>・外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化（再掲）</p> |
| <p>【動物救護対策】</p> |
| <p>・動物救護対策</p> |
| <p>【被災地における感染症対策】</p> |
| <p>・避難所における良好な生活環境の確保</p> |
| <p>・感染症への意識向上及び対応策の整備</p> |
| <p>・予防接種の促進</p> |
| <p>【観光客等に対する広域避難の強化】</p> |
| <p>・観光客等に対する広域避難の強化</p> |

リスクシナリオ

Ⅱ 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

対応方策一覧

【災害対応庁舎等における機能の確保】

・公共建築物、インフラ施設の耐震化・老朽化対策（再掲）

・役場庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策（再掲）

・代替庁舎の確保

【電力の供給停止対策】

・行政施設の非常用電源の整備

【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】

・県・町・防災関係機関における情報伝達（再掲）

・行政情報通信基盤の耐災害性の強化

【行政機能の業務継続計画の策定】

・業務継続計画の策定

【災害対策本部機能の強化】

・災害対策本部機能の強化（再掲）

【受援・連携体制の構築】

・広域連携体制の構築

・災害応援の受入体制の構築（再掲）

【防災訓練の推進】

・総合防災訓練の実施（再掲）

| |
|-------------------------------|
| リスクシナリオ 12 経済活動の停滞による物流の停止 |
| 対応方策一覧 |
| 【農林水産物の移出・流通対策】 |
| ・農林水産物の移出・流通対策 |
| 【物流機能の維持・確保】 |
| ・災害発生時の物流機能の確保 |
| ・輸送ルートの代替性の確保 |
| 【道路施設の防災対策】 |
| ・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲） |
| ・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲） |
| 【漁港の防災対策】 |
| ・漁港施設の耐震化・老朽化対策（再掲） |

| |
|--|
| リスクシナリオ 13 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上）の分断や機能停止 |
| 対応方策一覧 |
| 【道路施設の防災対策】 |
| ・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲） |
| ・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲） |
| 【基幹的道路交通ネットワークの形成】 |
| ・基幹的道路交通ネットワークの形成 |
| 【公共交通・広域交通の機能確保】 |
| ・地域公共交通の確保 |
| ・広域交通の確保（フェリー） |

| |
|------------------------------|
| リスクシナリオ 14 各種エネルギー供給機能の停止 |
| 対応方策一覧 |
| 【エネルギー供給体制の強化】 |
| ・エネルギー供給事業者の災害対策 |
| ・避難所等への燃料等供給の確保(再掲) |
| 【再生可能エネルギーの導入促進】 |
| ・再生可能エネルギーの導入 |
| 【道路施設の防災対策】 |
| ・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策(再掲) |
| ・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策(再掲) |
| 【情報通信基盤の耐災害性の強化】 |
| ・電気通信事業者・放送事業者の災害対策 |
| ・県・市町村・防災関係機関における情報伝達(再掲) |
| ・総合防災訓練の実施(再掲) |
| 【電力の供給停止対策】 |
| ・行政施設の非常用電源の整備(再掲) |

| |
|-------------------------------|
| リスクシナリオ 15 上水道・下水道施設等の機能停止 |
| 対応方策一覧 |
| 【水道施設の防災対策】 |
| ・水道施設の耐震化・老朽化対策(再掲) |
| ・応急給水資機材の整備(再掲) |
| ・水道事業者の業務継続計画の策定 |
| 【下水道施設の機能確保】 |
| ・下水道施設の耐震化・老朽化対策 |
| ・下水道事業の業務継続計画の策定 |
| ・避難所等におけるトイレ機能の確保 |
| 【合併処理浄化槽への転換の促進】 |
| ・合併処理浄化槽への転換の促進 |

リスクシナリオ

16 二次災害等の発生

対応方策一覧

【ため池の災対策】

・ため池等の防災対策（再掲）

【防疫対策】

・防疫対策の推進

【原子力災害の防災対策】

・原子力災害時の防災対策

・原子力施設の安全性検証

【荒廃農地の発生防止・利用促進】

・農地利用の最適化支援

・農地の生産基盤の整備促進

リスクシナリオ

17 復旧・復興が大幅に遅れる事態

対応方策一覧

【災害廃棄物の処理体制の構築】

- ・災害廃棄物等の処理に関する連携の強化
- ・家庭系災害廃棄物の収集・運搬対策

【防災ボランティア受入体制の構築】

- ・防災ボランティア受入体制の構築
- ・防災ボランティアの育成
- ・防災ボランティアコーディネーターの養成

【災害応援の受入体制の構築】

- ・災害応援の受入体制の構築（再掲）

【農業・水産業の担い手育成・確保】

- ・農業・水産業の担い手育成・確保（再掲）

【地域防災力の向上】

- ・消防力の強化（再掲）
- ・消防団の充実（再掲）

【応急仮設住宅の確保等】

- ・応急仮設住宅の迅速な供給

【道路施設の防災対策】

- ・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）
- ・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

【基幹的道路交通ネットワークの形成】

- ・基幹的道路交通ネットワークの形成（再掲）

【代替輸送手段の確保】

- ・代替輸送手段の確保（再掲）

【風評被害の発生防止】

- ・正確な情報発信による風評被害の防止

| | | |
|--|----|---|
| リスクシナリオ 地震による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 | | |
| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
| 【住宅・病院・学校等の耐震化・老朽化対策】 | | |
| <p><住宅の耐震化></p> <p>住民に対し、木造住宅の耐震診断についての普及・啓発を行っている。</p> <p>併せて木造住宅の耐震改修に対する支援策を検討する。</p> | | <p>令和元年度時点の住宅の耐震化率は 66.7%であり、依然、耐震化が行われていない住宅があることから、耐震化を一層促進するため木造住宅の耐震改修に対する支援が必要である。</p> |
| <p><公営住宅の耐震化・老朽化対策></p> <p>公営住宅の地震に対する安全性を向上させるため、町は、公営住宅の耐震化・老朽化対策に取り組んでいる。</p> | | <p>令和2年度末において、町営住宅の耐震化率は51.7%となっていることから、今後は安全性を強化・確保するため、建替え、改修及び除却による耐震化・老朽化対策を推進する必要がある。</p> |
| <p><公立学校施設等の耐震化・老朽化対策></p> <p>児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難場所等として役割を果たす公立学校施設及の地震に対する安全性を向上させるため、施設の老朽化対策に取り組んでいる。</p> | | <p>耐震化診断により、計画的な改修が必要である。</p> |
| <p><社会教育施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>町民の社会教育、社会体育の活動の場であり、災害発生時に避難場所等として役割を果たす公民館、町民体育館、勤労青少年ホームの地震に対する安全性を向上させるため、施設の老朽化対策に取り組んでいる。</p> | | <p>耐震化診断により、計画的な改修が必要である。</p> |
| <p><建築物等からの二次災害防止対策></p> <p>余震等による建築物の倒壊や、被災した宅地の二次災害を防止するため、県が認定する震災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成に努めている。</p> | | <p>円滑に建築物や宅地の危険度の判定活動を実施するための具体的な手順等が定められていないことから、具体的な判定実施マニュアルを作成するとともに、判定コーディネーターの育成を図る必要がある。</p> |

| | 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生を防ぐため、建築物等の耐震化や老朽化対策を推進するとともに、住民の避難場所の確保や防災意識の醸成、救助活動を実施する消防力の向上等を図る。 | | |
|------|---|--------|--|
| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
| | | | |
| ○ | 住宅の耐震化を一層促進するため、県と連携を図りながら、木造住宅の耐震診断について普及・啓発を継続して行う。 併せて木造住宅の耐震改修に対する支援策を検討する。 また、住民が耐震化に関する相談や情報提供が受けられる体制を充実させるとともに、住民の防災意識の醸成に繋がる取組を推進する。 | 県 町 | 住宅の耐震化率 66.7%(R02)→95.0%(R07) |
| ○ | 公営住宅の地震に対する安全性を一層向上させるため、引き続き、国の交付金等を活用し、計画的かつ効率的に公営住宅の耐震化・老朽化対策を推進する。 | 町 | 町営住宅の長寿命化計画による建替戸数 12戸(H27~R02)→26戸(R03~R07) |
| ○ | 国の学校施設環境改善交付金等を活用した耐震補強及び老朽化対策を実施する。 また、大間町学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に老朽化対策を実施する。 | 県 町 | 大間町学校施設長寿命化計画の策定 計画期間:令和2年度から令和41年度 見直し:5年ごと |
| | 社会施設長寿命化計画に基づき、計画的に耐震化及び老朽化対策を実施する。 | 町 | 社会施設長寿命化計画の策定 計画期間:令和2年度から令和41年度 見直し:5年ごと |
| ○ | 円滑に建築物や宅地の危険度の判定活動を実施するため、県と連携して、具体的な判定実施マニュアルを作成するとともに、判定コーディネーターの育成を図る。 | 県 町 | |

| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
|---|----|--|
| 【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】 | | |
| <p>〈公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策〉</p> <p>町有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、大間町公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新、老朽化対策等の取組を進めている。</p> | ○ | <p>公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新・老朽化対策等を計画的に行う必要がある。</p> |
| <p>〈役場庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策〉</p> <p>災害発生時における防災拠点となる役場庁舎・消防本部等の耐震化を進めている。</p> | ○ | <p>防災拠点となる役場庁舎や避難所となる公共施設の耐震化は完了しているものの、消防庁舎は老朽化が著しく立替えを進める必要がある。</p> |
| <p>〈漁港施設の耐震化・老朽化対策〉</p> <p>漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、施設の長寿命化を図っている。</p> | ○ | <p>漁港施設は、老朽化対策・機能強化対策が十分ではない漁港があることから、引き続き、老朽化対策・機能強化対策を行う必要がある。</p> |
| 【道路施設の防災対策】 | | |
| <p>〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p> | ○ | <p>緊急輸送道路である国道279号及び338号は、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域などを抱えており、また平成23年3月に発生した東日本大震災では、大津波警報の発令に伴い、国道279号において通行止めが発生するなど、災害発生時に使用できない可能性があることから、優先的に推進する必要がある。</p> |
| <p>〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p> | ○ | <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p> |

| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
|------|---|-------------------|--|
| ○ | 公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画(令和2年度策定予定)を進めるとともに、公共施設マネジメントの意識醸成と知識習得を図る。 | 町 | |
| ○ | 消防庁舎の立替えを進めるとともに、役場庁舎の災害対策本部機能を確保するため、定期的な点検や適切な修繕等を実施する。 | 町 下北地域広域行政事務組合 | 老朽化が著しい消防庁舎の基本設計に着手、令和5年度完成を目指す。 役場庁舎は点検や修繕を継続的に行うことで災害対策本部機能の維持に努める。 |
| ○ | 災害発生時の海路による輸送を確保するため、漁港施設の老朽化対策・機能強化を実施する。 | 県 町 | ・漁港施設の長寿命化計画策定 策定済み漁港 3漁港 ・漁港施設の長寿命化対策の継続 R07まで3漁港 |
| ○ | 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、関係機関と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、早急に機能強化や老朽化対策を行う。 | 国 県 町 | |
| ○ | 緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、関係機関と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。 | 県 町 | 大間町橋梁長寿命化修繕計画(15橋) 修繕進捗率:R2(40%)→R7(100%) 大間町舗装長寿命化修繕計画(L=22.4 km) 修繕進捗率:R2(5.3%)→R7(40%) |

| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
|--|----|--|
| 【空き家対策】 | | |
| <p>〈空き家対策〉</p> <p>生活環境の保全を図るため、「大間町空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、空家等に係る対策の強化を推進している。</p> | | <p>空き家の倒壊による避難路の閉塞や火災発生等の防災・安全・環境等の面から危険な空き家等の解消に向け、所有者等への適正な管理の促進や情報提供が必要である。</p> |
| 【防火対策・消防力強化】 | | |
| <p>〈防火対策〉</p> <p>防災意識を啓発するため、大間消防署と連携して毎年春と秋に火災予防運動を実施している。</p> <p>また、住宅用火災警報器の設置を推進している。</p> | | <p>火災件数及び火災による死者数を減少させるため、防災意識の啓発及び住宅用火災警報器の普及を図る必要がある。</p> |
| <p>〈消防力の強化〉</p> <p>消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づき地域の実情を踏まえた消防体制の整備を進めている。また、大間消防署では対応できない大規模災害等に対応するため、下北消防本部及び近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制の整備に取り組んでいる。</p> | ○ | <p>大規模災害等に迅速かつ的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p> |
| <p>〈消防団の充実〉</p> <p>町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> | ○ | <p>消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、大間消防署と連携しながら消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。</p> |

| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
|------|--|-------------------|---------------|
| | | | |
| ○ | 危険な空き家等の解消のため、所有者等への適正な管理の促進や情報提供に一層取り組むとともに、「大間町空き家バンク」の利活用を促進する。 | 町 | |
| | | | |
| ○ | 防火意識の啓発及び住宅火災による被害軽減を図るため、引き続き、火災予防運動を実施するほか、住宅用火災警報器の普及活動を実施する。 | 下北地域広域行政事務組合 町 | |
| ○ | 国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に下北消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるように、訓練を実施する。 | 下北地域広域行政事務組合 町 | |
| ○ | 引き続き、大間消防署と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。 | 下北地域広域行政事務組合 町 | |

| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
|---|----|--|
| 【避難場所の指定・確保】 | | |
| <p>〈指定緊急避難場所及び指定避難所の指定〉</p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者の滞在場所となる指定避難所の確保を図り、情報提供を行っている。</p> | ○ | <p>令和3年3月時点で14の指定緊急避難場所、11の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客の避難所を確保するため、指定避難所等の指定を進めていく必要がある。</p> |
| <p>〈福祉避難所の指定・協定締結〉</p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、事業者と協定を結び福祉避難所を確保するよう努める。</p> <p>令和2年12月31日時点で、4施設と協定を締結している。</p> | ○ | <p>災害発生時に福祉避難所の開設が決まった際、円滑な受け入れが行われるよう連携体制を強化していく必要がある。</p> |
| <p>〈防災公共の推進〉</p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、住民の命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と連携しながら推進している。</p> <p>「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p> | ○ | <p>災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実に行うためには、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。</p> |
| 【避難行動支援】 | | |
| <p>〈避難行動要支援者名簿の作成〉</p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、早急に大間町避難行動要支援者避難支援計画を策定する必要がある。</p> <p>なお、大間町避難行動要支援者台帳は作成済みとなっている。</p> | ○ | <p>迅速かつ的確な対応をするために、大間町避難行動要支援者避難支援計画が急務である。</p> |

| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
|------|--|--------|---------------------------------------|
| | | | |
| ○ | 災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所等の指定を進める。 | 町 | 指定緊急避難場所、指定避難所、広域避難場所の指定数 14、11 (R02) |
| ○ | 災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、事業者と意見交換を図り、連絡体制の確立に取り組む。 | 町 | |
| ○ | 引き続き、県と連携しながら、「防災公共推進計画」に位置づけられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。 | 県 町 | |
| | | | |
| ○ | 広報紙やホームページにより周知徹底を図り、登録情報が古い場合は登録変更届の提出を促進する。 | 町 | |

| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
|--|----|---|
| <p>〈避難行動要援護者名簿の活用〉</p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性のあるものとするため、必要に応じて警察、消防などの避難支援等関係者へ同意者名簿の提供を行っている。</p> | ○ | <p>個人情報情報の漏洩や第三者に伝わらぬよう関係者に対し、適切な取扱いを徹底するよう周知する必要がある。</p> |
| 【防災意識の啓発・地域防災力の向上】 | | |
| <p>〈防災意識の啓発〉</p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p> | ○ | <p>災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。</p> |
| <p>〈防災訓練の推進〉</p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年、総合防災訓練を実施している。</p> | ○ | <p>東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難訓練や、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続して実施していく必要がある。</p> |
| <p>〈防災教育の推進〉</p> <p>学校等において、災害時の危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、安全を確保するための行動ができるように災害や防災についての理解を深めるために学校における避難訓練のなど防災教育の推進を図っている。</p> | ○ | <p>防災教育は学校教育に限られたものではなく、学校現場以外の、家庭、職場などで多くの取組を推進する必要がある。</p> |

| 重点 項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
|----------|--|------|---------------|
| ○ | 個人情報漏洩等防止のため、保管方法や利用方法を厳正に行うよう、避難支援等関係者へ助言・指導する。 | 町 | |
| | | | |
| ○ | 地域住民の防災意識を高めるため、引き続き、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。 | 町 | |
| ○ | 引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施する。 | 町 | |
| ○ | 学校教育における防災教育のみならず、平時から「自助」「共助」の意識が住民に根付くよう、生涯学習という幅広い視点から防災教育の推進を図っていく必要がある。 | 町 | |

| | | |
|--|----|---|
| リスクシナリオ2 大規模津波による多数の死傷者・行方不明者の発生 | | |
| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
| 【警戒避難体制の整備】 | | |
| <p>〈防災マップの作成及び津波避難計画の改定〉</p> <p>津波発生時において住民等が迅速な避難ができ、人的被害を軽減するため、令和3年度以降に防災マップを作成予定である。</p> <p>また、県が定めた津波浸水想定を元に「大間町津波避難計画」を策定している。</p> | | <p>令和3年度以降で作成予定の防災マップ及び大間町津波避難計画を最新の情報に保つため、地域防災計画の修正や重要な防災上の情報が変更された場合は適宜更新していく必要がある。</p> |
| 【避難場所の指定・確保】 | | |
| <p>〈指定緊急避難場所及び指定避難所の指定〉</p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者の滞り場所となる指定避難所の確保を図り、情報提供を行っている。</p> | | <p>令和3年3月時点で14の指定緊急避難場所、11の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客の避難所を確保するため、指定避難所等の指定を進めていく必要がある。</p> |
| <p>〈福祉避難所の指定・協定締結〉</p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、事業者と協定を結び福祉避難所を確保するよう努める。</p> <p>令和2年12月31日時点で、4施設と協定を締結している。</p> | ○ | <p>災害発生時に福祉避難所の開設が決まった際、円滑な受け入れが行われるよう連携体制を強化していく必要がある。</p> |
| <p>〈防災公共の推進〉</p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、住民の命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらぬ」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と連携しながら推進している。</p> <p>「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p> | ○ | <p>災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実にを行うためには、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。</p> |

| | 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】大規模津波による多数の死傷者・行方不明者の発生を防ぐため、津波防災施設等の整備や老朽化対策を進めるとともに、東日本大震災の記録の伝承、防災意識の普及啓発や、住民の避難場所の確保、津波ハザードマップ等の見直しにより避難体制の整備を図る。 | | |
|------|---|--------|---------------------------------------|
| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
| ○ | 大規模な津波が発生した際、住民等の円滑な警戒避難を行うため、地域防災計画の修正や重要な防災上の情報に変更があった場合は、現行の大間町津波避難計画を改定する。 改定した津波避難計画や令和3年度以降作成予定の防災マップは、住民へ周知するとともに、防災訓練等で活用する。 | 県 町 | |
| ○ | 災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所等の指定を進める。 | 町 | 指定緊急避難場所、指定避難所、広域避難場所の指定数 14、11 (R02) |
| ○ | 災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、事業者と意見交換を図り、連絡体制の確立に取り組む。 | 町 | |
| ○ | 引き続き、県と連携しながら、「防災公共推進計画」に位置づけられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。 | 県 町 | |

| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
|--|----|--|
| 【避難行動支援】 | | |
| <p>〈避難行動要支援者名簿の作成〉</p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、早急に大間町避難行動要支援者避難支援計画を策定する必要がある。</p> <p>なお、大間町避難行動要支援者台帳は作成済みとなっている。</p> | ○ | <p>迅速かつ的確な対応をするために、大間町避難行動要支援者避難支援計画が急務である。</p> |
| <p>〈避難行動要援護者名簿の活用〉</p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性のあるものとするため、必要に応じて警察、消防などの避難支援等関係者へ同意者名簿の提供を行っている。</p> | ○ | <p>個人情報の漏洩や第三者に伝わらぬよう関係者に対し、適切な取扱いを徹底するよう周知する必要がある。</p> |
| 【消防力強化】 | | |
| <p>〈消防力の強化〉</p> <p>消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づき地域の実情を踏まえた消防体制の整備を進めている。また、大間消防署では対応できない大規模災害等に対応するため、下北消防本部及び近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制の整備に取り組んでいる。</p> | ○ | <p>大規模災害等に迅速かつ的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p> |
| <p>〈消防団の充実〉</p> <p>町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> | ○ | <p>消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、大間消防署と連携しながら消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。</p> |

| 重点 項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
|----------|---|---------------------------|---------------|
| | | | |
| ○ | <p>広報紙やホームページにより周知徹底を図り、登録情報が古い場合は登録変更届の提出を促進する。</p> | 町 | |
| ○ | <p>個人情報漏洩等防止のため、保管方法や利用方法を厳正に行うよう、避難支援等関係者へ助言・指導する。</p> | 町 | |
| | | | |
| ○ | <p>国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に下北消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるように、訓練を実施する。</p> | <p>下北地域広域行政事務組合 町</p> | |
| ○ | <p>引き続き、大間消防署と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。</p> | <p>下北地域広域行政事務組合 町</p> | |

| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
|---|----|---|
| 【防災意識の啓発・地域防災力の向上】 | | |
| <p>〈防災意識の啓発〉</p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p> | ○ | <p>災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。</p> |
| <p>〈防災訓練の推進〉</p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年、総合防災訓練を実施している。</p> | ○ | <p>東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難訓練や、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続して実施していく必要がある。</p> |
| <p>〈防災教育の推進〉</p> <p>学校等において、災害時の危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、安全を確保するための行動ができるように災害や防災についての理解を深めるために学校における避難訓練など防災教育の推進を図っている。</p> | ○ | <p>防災教育は学校教育に限られたものではなく、学校現場以外の、家庭、職場などで多くの取組を推進する必要がある。</p> |

| 重点 項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
|----------|--|--------|---------------|
| | | | |
| ○ | 地域住民の防災意識を高めるため、引き続き、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。 | 県 町 | |
| ○ | 引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施する。 | 町 | |
| ○ | 学校教育における防災教育のみならず、平時から「自助」「共助」の意識が住民に根付くよう、生涯学習という幅広い視点から防災教育の推進を図っていく必要がある。 | 町 | |

| | | |
|---|----|--|
| リスクシナリオ3 異常気象による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫による死傷者・行方不明者の発生 | | |
| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
| 【河川改修等の治水対策】 | | |
| <河川改修等の治水対策> 洪水災害に対する安全性の向上を図るため、河川改修等の整備を推進する。 | | 計画的な事業計画を策定できていないことから、未整備である河川台帳を整備し、維持管理を推進する必要がある。 |
| 【河川等の防災対策】 | | |
| <ため池等の防災対策> 将来にわたるため池の機能発揮に向けて、町が管理しているため池について、管理マニュアルを基に定期的に点検等を実施している。 | ○ | 農業用ため池が決壊し、下流の人家や重要施設に被害を及ぼす可能性があることから、大間町ため池ハザードマップによるため池決壊時の浸水区域の想定を住民に周知し、円滑な避難ができるようにする。 |
| <農業水利施設の防災対策・老朽化対策> 集中豪雨等による災害の未然防止と被害の最小化を図るため、農業用排水路等の機能保全・老朽化対策等を実施している。 | | 老朽化等により本来の機能が失われた河川工作物や、自然的・社会的条件変化により脆弱化した農業用排水路等があることから、近年の局地的な集中豪雨等の増加も踏まえ、必要な老朽化対策等を実施していく必要がある。 |
| <避難勧告等発令体制の整備> 洪水発生に際し、周辺地域住民が迅速な避難を行えるよう、防災関係機関相互の情報伝達網を整備するとともに、雨量、水位等風水害に関する情報を収集する体制の構築に努めている。 | | 災害のおそれがある場合、多くの情報を収集・分析し、それに基づき避難勧告等を発令・伝達しなければならないことから、関係各課との適切な役割分担の体制を構築するとともに、雨量、水位等に関する情報について、河川管理者や気象台等からの専門的な知見を活用できるよう、平時から連携体制を構築していく必要がある。 |
| <避難勧告等の発令基準の作成> 町から住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、災害種別ごと（水害、土砂災害、津波）の避難勧告等発令基準を策定している。 | | 国のガイドラインの改定等があった場合は、適宜、避難勧告等の発令基準を見直していく必要がある。 |

| | 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】広域的かつ長期的な市街地等の浸水や河川の大規模氾濫による被害の発生を防ぐため、河川改修や河川関連施設の耐震化・老朽化対策を進めるとともに、住民の避難場所の確保、洪水ハザードマップの作成・周知、警戒避難体制の整備を図る。 | | |
|------|---|--------|---------------|
| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
| ○ | 洪水災害に対する安全性の向上を図るため、河川台帳の整備を進め、計画的かつ効率的に河川改修等を推進する。 | 県 町 | |
| ○ | 町が管理しているため池等について、定期的に点検を実施し、大間町ため池ハザードマップによるため池決壊時の浸水区域の想定周知に努める。 | 県 町 | |
| ○ | 河川工作物や農業用排水路等について、機能不全による被害発生を防止するため、県と連携を図りながら、補強・改修等を実施する。 | 県 町 | |
| ○ | 災害のおそれがある場合の関係各課の役割分担について、地域防災計画に基づく災害対策本部運営訓練等により、実効性を検証し、改善を図っていくとともに、河川管理者や気象台等との連携体制を平時から構築する。 また、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川の洪水災害に備え、円滑に避難勧告等を発令できるよう、県と連携を図りながら、洪水タイムライン(防災行動計画)の策定やホットライン(緊急時の直通電話)の構築を進める。 | 県 町 | |
| ○ | 国のガイドラインの改定等があった場合は、当町の地域特性を踏まえ、避難勧告等の発令基準の見直しを行う。 | 県 町 | |

| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
|---|----|---|
| <p>〈住民等への情報伝達手段の多様化〉</p> <p>住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム(Jアラート)、災害情報共有システム(Lアラート)、防災行政無線、広報車等、多様な伝達手段の確保に努めている。</p> | ○ | <p>避難勧告等を迅速・確実に住民等に伝達するため、様々な伝達手段を組み合わせしていく必要がある。</p> |
| <p>〈県・町・防災関係機関における情報伝達〉</p> <p>災害発生時に一般通信の混線に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク(地上系・衛星系)」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。</p> <p>また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p> | ○ | <p>県、町、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。</p> <p>また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p> |

| 重点 項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
|----------|---|----------------|---------------|
| ○ | <p>多様な情報伝達手段を的確に使用できるように平時から訓練や整備に努める。</p> <p>また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。</p> | <p>県 町</p> | |
| ○ | <p>災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、町、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。</p> | <p>県 町</p> | |

| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
|---|----|---|
| 【避難場所の指定・確保】 | | |
| <p>〈指定緊急避難場所及び指定避難所の指定〉</p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者の滞り場所となる指定避難所の確保を図り、情報提供を行っている。</p> | ○ | <p>令和3年3月時点で14の指定緊急避難場所、11の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客の避難所を確保するため、指定避難所等の指定を進めていく必要がある。</p> |
| <p>〈福祉避難所の指定・協定締結〉</p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、事業者と協定を結び福祉避難所を確保するよう努める。</p> <p>令和2年12月31日時点で、4施設と協定を締結している。</p> | ○ | <p>災害発生時に福祉避難所の開設が決まった際、円滑な受け入れが行われるよう連携体制を強化していく必要がある。</p> |
| <p>〈防災公共の推進〉</p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、住民の命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と連携しながら推進している。</p> <p>「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p> | ○ | <p>災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実にを行うためには、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。</p> |

| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
|------|--|--------|---------------------------------------|
| | | | |
| ○ | 災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所等の指定を進める。 | 町 | 指定緊急避難場所、指定避難所、広域避難場所の指定数 14、11 (R02) |
| ○ | 災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、事業者と意見交換を図り、連絡体制の確立に取り組む。 | 町 | |
| ○ | 引き続き、県と連携しながら、「防災公共推進計画」に位置づけられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。 | 県 町 | |

| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
|--|----|--|
| 【避難行動支援】 | | |
| <p>〈避難行動要支援者名簿の作成〉</p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、早急に大間町避難行動要支援者避難支援計画を策定する必要がある。</p> <p>なお、大間町避難行動要支援者台帳は作成済みとなっている。</p> | ○ | <p>迅速かつ的確な対応をするために、大間町避難行動要支援者避難支援計画が急務である。</p> |
| <p>〈避難行動要援護者名簿の活用〉</p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性のあるものとするため、必要に応じて警察、消防などの避難支援等関係者へ同意者名簿の提供を行っている。</p> | ○ | <p>個人情報の漏洩や第三者に伝わらぬよう関係者に対し、適切な取扱いを徹底するよう周知する必要がある。</p> |
| 【消防力強化】 | | |
| <p>〈消防力の強化〉</p> <p>消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づき地域の実情を踏まえた消防体制の整備を進めている。また、大間消防署では対応できない大規模災害等に対応するため、下北消防本部及び近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制の整備に取り組んでいる。</p> | ○ | <p>大規模災害等に迅速かつ的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p> |

| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
|------|---|---------------------------|---------------|
| | | | |
| ○ | <p>広報紙やホームページにより周知徹底を図り、登録情報が古い場合は登録変更届の提出を促進する。</p> | 町 | |
| ○ | <p>個人情報漏洩等防止のため、保管方法や利用方法を厳正に行うよう、避難支援等関係者へ助言・指導する。</p> | 町 | |
| | | | |
| ○ | <p>国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に下北消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるように、訓練を実施する。</p> | <p>下北地域広域行政事務組合 町</p> | |

| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
|---|----|---|
| <p>〈消防団の充実〉</p> <p>町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> | ○ | <p>消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。</p> |
| 【防災意識の啓発・地域防災力の向上】 | | |
| <p>〈防災意識の啓発〉</p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p> | ○ | <p>災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。</p> |
| <p>〈防災訓練の推進〉</p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年、総合防災訓練を実施している。</p> | ○ | <p>東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難訓練や、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続して実施していく必要がある。</p> |
| <p>〈防災教育の推進〉</p> <p>学校等において、災害時の危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、安全を確保するための行動ができるように災害や防災についての理解を深めるために学校における避難訓練など防災教育の推進を図っている。</p> | ○ | <p>防災教育は学校教育に限られたものではなく、学校現場以外の、家庭、職場などで多くの取組を推進する必要がある。</p> |

| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
|------|--|-------------------|---------------|
| ○ | 引き続き、大間消防署と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。 | 下北地域広域行政事務組合 町 | |
| | | | |
| ○ | 地域住民の防災意識を高めるため、引き続き、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。 | 県 町 | |
| ○ | 引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施する。 | 町 | |
| ○ | 学校教育における防災教育のみならず、平時から「自助」「共助」の意識が住民に根付くよう、生涯学習という幅広い視点から防災教育の推進を図っていく必要がある。 | 町 | |

| | | |
|--|----|--|
| リスクシナリオ4 大規模な土砂災害による死傷者の発生 | | |
| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
| 【警戒避難体制の整備(土砂災害)】 | | |
| <p>〈避難勧告等発令及び自主避難のための情報提供〉</p> <p>土砂災害に関して、避難勧告等の具体的な発令基準を地域防災計画に定めている。</p> <p>土砂災害のおそれが高まった場合は、住民が自主避難できるよう、土砂災害警戒情報等の情報を住民へ伝達している。</p> | | 土砂災害のおそれがある場合、住民の適切な避難行動を促すため、避難勧告等の発令方法や伝達方法を必要に応じて見直していくとともに、平時から住民に対して土砂災害警戒情報等について理解促進を図っていく必要がある。 |
| 【農山村地域における防災対策】 | | |
| <p>〈ため池等の防災対策〉</p> <p>将来にわたるため池の機能発揮に向けて、市が管理しているため池について、管理マニュアルを基に定期的に点検等を実施している。</p> | ○ | 農業用ため池が決壊し、下流の人家や重要施設に被害を及ぼす可能性があることから、大間町ため池ハザードマップによるため池決壊時の浸水区域の想定を住民に周知し、円滑な避難ができるようにする。 |
| 【避難場所の指定・確保】 | | |
| <p>〈指定緊急避難場所及び指定避難所の指定〉</p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者の滞り場所となる指定避難所の確保を図り、情報提供を行っている。</p> | ○ | 令和3年3月時点で14の指定緊急避難場所、11の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客の避難所を確保するため、指定避難所等の指定を進めていく必要がある。 |
| <p>〈福祉避難所の指定・協定締結〉</p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、事業者と協定を結び福祉避難所を確保するよう努める。</p> <p>令和2年12月31日時点で、4施設と協定を締結している。</p> | ○ | 災害発生時に福祉避難所の開設が決まった際、円滑な受け入れが行われるよう連携体制を強化していく必要がある。 |

| | 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】土砂災害による多数の死傷者の発生及び市土の脆弱性が高まる事態を防ぐため、警戒避難体制の整備や住民の防災意識の醸成、土砂災害対策施設の整備や老朽化対策の推進等を図る。 | | |
|------|--|--------|---------------------------------------|
| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
| ○ | 土砂災害に対する住民の警戒避難体制を強化するため、避難勧告等の発令基準や伝達方法等について必要に応じて見直しを行う。 また、土砂災害の危険性や早期避難の重要性について住民の理解促進を図るため、広報紙やホームページによる周知のほか、防災訓練等の機会を通じて啓発を行う。 | 町 | |
| ○ | 町が管理しているため池等について、定期的に点検を実施し、大間町ため池ハザードマップによるため池決壊時の浸水区域の想定周知に努める。 | 県 町 | |
| ○ | 災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所等の指定を進める。 | 町 | 指定緊急避難場所、指定避難所、広域避難場所の指定数 14、11 (R02) |
| ○ | 災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、事業者と意見交換を図り、連絡体制の確立に取り組む。 | 町 | |

| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
|---|----|---|
| <p>〈防災公共の推進〉</p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、住民の命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と連携しながら推進している。</p> <p>「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p> | ○ | <p>災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実にを行うためには、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。</p> |
| 【避難行動支援】 | | |
| <p>〈避難行動要支援者名簿の作成〉</p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、早急に大間町避難行動要支援者避難支援計画を策定する必要がある。</p> <p>なお、大間町避難行動要支援者台帳は作成済みとなっている。</p> | ○ | <p>迅速かつ的確な対応をするために、大間町避難行動要支援者避難支援計画が急務である。</p> |
| <p>〈避難行動要援護者名簿の活用〉</p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性のあるものとするため、必要に応じて警察、消防などの避難支援等関係者へ同意者名簿の提供を行っている。</p> | ○ | <p>個人情報の漏洩や第三者に伝わらぬよう関係者に対し、適切な取扱いを徹底するよう周知する必要がある。</p> |

| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
|------|--|--------|---------------|
| ○ | 引き続き、県と連携しながら、「防災公共推進計画」に位置づけられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。 | 県 町 | |
| | | | |
| ○ | 広報紙やホームページにより周知徹底を図り、登録情報が古い場合は登録変更届の提出を促進する。 | 町 | |
| ○ | 個人情報漏洩等防止のため、保管方法や利用方法を厳正に行うよう、避難支援等関係者へ助言・指導する。 | 町 | |

| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
|--|----|--|
| 【消防力強化】 | | |
| <p>〈消防力の強化〉</p> <p>消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づき地域の実情を踏まえた消防体制の整備を進めている。また、大間消防署では対応できない大規模災害等に対応するため、下北消防本部及び近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制の整備に取り組んでいる。</p> | ○ | <p>大規模災害等に迅速かつ的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p> |
| <p>〈消防団の充実〉</p> <p>町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> | ○ | <p>消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、大間消防署と連携しながら消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。</p> |
| 【防災意識の啓発・地域防災力の向上】 | | |
| <p>〈土砂災害ハザードマップの作成及び防災意識の啓発〉</p> <p>土砂災害の発生に際し、土砂災害警戒区域周辺住民が迅速な避難行動を実施し、被害の軽減を図るため、土砂災害ハザードマップを作成・公表している。</p> | | <p>平時から、災害発生時の避難行動につながる防災意識を醸成するため、土砂災害警戒区域や避難場所等が記載されている土砂災害ハザードマップを住民に周知する必要がある。</p> |
| <p>〈防災訓練の推進〉</p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年、総合防災訓練を実施している。</p> | ○ | <p>東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難訓練や、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続して実施していく必要がある。</p> |
| <p>〈防災教育の推進〉</p> <p>学校等において、災害時の危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、安全を確保するための行動ができるように災害や防災についての理解を深めるために学校における避難訓練など防災教育の推進を図っている。</p> | ○ | <p>防災教育は学校教育に限られたものではなく、学校現場以外の、家庭、職場などで多くの取組を推進する必要がある。</p> |

| 重点 項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
|----------|--|-------------------|---------------|
| | | | |
| ○ | 国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に下北消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるように、訓練を実施する。 | 下北地域広域行政事務組合 町 | |
| ○ | 引き続き、大間消防署と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。 | 下北地域広域行政事務組合 町 | |
| | | | |
| ○ | 住民に対する土砂災害警戒区域や避難場所等の周知を図るため、広報紙やホームページ等により、土砂災害ハザードマップの周知を図る。 | 町 | |
| ○ | 引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施する。 | 町 | |
| ○ | 学校教育における防災教育のみならず、平時から「自助」「共助」の意識が住民に根付くよう、生涯学習という幅広い視点から防災教育の推進を図っていく必要がある。 | 町 | |

| | | |
|--|----|--|
| リスクシナリオ5 暴風雪や豪雪による死傷者の発生 | | |
| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
| 【防雪施設の整備】 | | |
| <p>〈防雪施設の整備〉</p> <p>地吹雪多発地域において防雪柵、雪崩防止柵及び視線誘導標等の整備を推進している。</p> | | <p>新たに施設を整備する箇所、老朽化が進み再整備すべき施設や、風雪により道路等の状況が悪化する箇所を把握し、防雪柵、雪崩防止柵及び視線誘導標等の施設整備を検討する必要がある。</p> |
| 【道路交通の確保】 | | |
| <p>〈除排雪体制の強化〉</p> <p>降雪等による道路交通の障害を解消するため、社会の動向や地域の特性を考慮した効率的な除排雪を実施している。</p> <p>また、計画的な除雪機械の更新や、適切な除排雪業務をサポートするシステム構築を検討し、作業体制の強化を目指す。</p> | | <p>近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応する必要があることから、除雪協力業者を確保するとともに、関係機関との連携強化や相互支援体制を構築する必要がある。</p> |
| <p>〈立往生車両の未然防止〉</p> <p>豪雪時等の異常気象による立往生車両の発生を未然に防止するほか、事前通行止めを適切に行うほか、降雪期における避難所や避難道の確保に努める。</p> <p>また、平成24年2月に暴風雪により町内全域で車両の立往生が発生したことをうけ、再発防止に向けて、関係機関との連携強化や緊急時の体制構築を図るとともに、対応訓練を実施している。</p> | | <p>大間町地域防災計画に基づき道路交通の確保を関係機関で十分に確認し、調整を行う必要がある。</p> |

| | 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生を防ぐため、安全な道路交通の確保に向けた防雪施設の整備や除排雪体制の強化を図るとともに、代替交通手段の確保や冬季の防災意識の啓発等を図る。 | | |
|------|--|-------------|---------------|
| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
| ○ | 冬期間の安全な道路交通確保のため、関係機関と連携を図りながら、雪害対策が必要な箇所を把握し、防雪柵、雪崩防止柵及び視線誘導標等の施設の整備や老朽化対策を推進する。 | 県 町 | |
| ○ | 近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応するため、引き続き、除雪協力業者を確保するとともに、関係機関との連携強化や相互支援体制等の構築に取り組む。 | 国 県 町 | |
| ○ | 関係機関と災害対策基本法に基づく道路区間指定を行うための手順や車両の移動方法に関する知識を習得するため、訓練の実施や運用方針の検討を行っている。 | 県 町 | |

| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
|---|----|--|
| 【情報通信の確保】 | | |
| <p>〈情報通信利用環境の強化〉</p> <p>災害発生時における情報通信利用環境として、町が管理する観光施設及び小中学校の避難所においてWi-Fiサービスを提供している。</p> <p>また、情報通信が途絶したときのために、平時から通信事業者との連携体制を構築する必要がある。</p> | ○ | <p>災害発生時には、通信環境が確保できない地域の発生が予想されることから、通信事業者との連携体制の構築について推進する必要がある。</p> |
| 【冬季の防災意識の啓発】 | | |
| <p>〈冬季の防災意識の啓発〉</p> <p>冬季の防災意識の向上を図るため、広報紙やホームページを通して住民への協力依頼を行っている。</p> | | <p>広報紙やホームページを通して道路への雪出しをしないよう呼びかけているが、一部道路への雪出し等が行われているため、周知の方法を検討していく必要がある。</p> |
| 【道路施設の防災対策】 | | |
| <p>〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p> | ○ | <p>緊急輸送道路である国道279号及び338号は、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域などを抱えており、また平成23年3月に発生した東日本大震災では、大津波警報の発令に伴い、国道279号において通行止めが発生するなど、災害発生時に使用できない可能性があることから、優先的に推進する必要がある。</p> |
| <p>〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p> | ○ | <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p> |

| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
|------|---|-------------|--|
| | | | |
| ○ | 災害発生時における情報通信利用環境の確保に向け、関係機関との連携を図る。 | 町 民間事業者 | |
| | | | |
| ○ | 道路への雪出しによる事故や、路上駐車による交通障害を防止するため、今後も広報紙やホームページによる注意喚起を継続するとともに、住民への新たな情報提供や周知の方法等を検討する。 | 県 町 | |
| | | | |
| ○ | 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、関係機関と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、早急に機能強化や老朽化対策を行う。 | 国 県 町 | |
| ○ | 緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、関係機関と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。 | 県 町 | 大間町橋梁長寿命化修繕計画(15橋) 修繕進捗率:R2(40%)→R7(100%) 大間町舗装長寿命化修繕計画(L=22.4 km) 修繕進捗率:R2(5.3%)→R7(40%) |

| | | |
|--|----|--|
| リスクシナリオ6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生 | | |
| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
| 【行政情報連絡体制の強化】 | | |
| <p>〈県・町・防災関係機関における情報伝達〉</p> <p>災害発生時に一般通信の混線に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市、防災関係機関間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク(地上系・衛星系)」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。</p> <p>また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p> | ○ | <p>県、町、防災関係機関間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。</p> <p>また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p> |
| 【住民等への情報伝達の強化】 | | |
| <p>〈住民等への情報伝達手段の多様化〉</p> <p>住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム(Jアラート)、災害情報共有システム(Lアラート)、防災行政無線、広報車等、多様な伝達手段の確保に努めている。</p> | ○ | <p>避難勧告等を迅速・確実に住民等に伝達するため、様々な伝達手段を組み合わせしていく必要がある。</p> |
| <p>〈情報通信利用環境の強化〉</p> <p>災害発生時における情報通信利用環境として、町が管理する観光施設及び小中学校の避難所においてWi-Fiサービスを提供している。</p> <p>また、情報通信が途絶したときのために、平時から通信事業者との連携体制を構築する必要がある。</p> | ○ | <p>災害発生時には、通信環境が確保できない地域の発生が予想されることから、通信事業者との連携体制の構築について推進する必要がある。</p> |
| <p>〈障がい者等に対する避難情報伝達〉</p> <p>災害発生時における障がい者等の安全な避難を確保するため、視覚・聴覚障がい者へ災害発生情報や避難情報等を迅速に伝達するための体制を整備する。</p> | | <p>障がい者等の要援護者は、障がいの程度により外部からの情報を得られにくいいため、避難情報が障がい者等に確実に伝わるよう伝達手段を準備するほか、地域の自主防災組織などが要援護者の自宅を訪問するなどして、避難行動を直接支援する必要がある。</p> |

| | 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】情報伝達の不備等に起因した避難行動の遅れによる多数の死傷者の発生を防ぐため、行政機関における情報連絡体制や住民等への情報提供体制を強化するとともに、住民の防災意識の醸成や防災教育の推進を図る。 | | |
|------|--|------------|---------------|
| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
| ○ | 災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、町、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。 | 県 町 | |
| ○ | 多様な情報伝達手段を的確に使用できるように平時から訓練や整備に努める。 また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。 | 県 町 | |
| ○ | 災害発生時における情報通信利用環境の確保に向け、関係機関との連携を図る。 | 町 民間事業者 | |
| ○ | 障がい者等の障がい特性要援護者に対する避難行動の直接支援が機能するように、引き続き、障がい者の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等の人材を養成するほか、町及び関係団体が主催するイベント等を通じて、住民に対して障がい特性に関する普及啓発を行う。 | 町 | |

| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
|---|----|---|
| <p>〈外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化〉</p> <p>外国人観光客等の受入環境整備のため、町が管理する観光施設においてWi-Fiサービスを提供している。</p> | ○ | <p>外国人観光客等が自力で情報収集・避難できるようにするため、外国人観光客向けの外国語による情報発信を充実する必要がある。</p> <p>Wi-Fiサービスについては、宿泊施設等において利用環境が不十分な箇所が見受けられるため、利用範囲の拡大等の取組を促進する必要がある。</p> |
| 【防災意識の啓発・地域防災力の向上】 | | |
| <p>〈防災意識の啓発〉</p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p> | ○ | <p>災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。</p> |
| <p>〈防災情報の入手に関する普及啓発〉</p> <p>災害発生時において、住民等が確実に防災情報を入手できるよう、ホームページや防災訓練を通じて普及啓発を行っている。</p> | | <p>災害に伴う大規模停電発生時等においても、住民等が確実に防災情報を入手できるよう、普及啓発を実施していく必要がある。</p> |
| 【防災教育の推進・学校防災体制の確立】 | | |
| <p>〈防災教育の推進〉</p> <p>学校等において、災害時の危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、安全を確保するための行動ができるように災害や防災についての理解を深めるために学校における避難訓練など防災教育の推進を図っている。</p> | ○ | <p>防災教育は学校教育に限られたものではなく、学校現場以外の、家庭、職場などで多くの取組を推進する必要がある。</p> |
| <p>〈学校防災体制の確立〉</p> <p>学校における防災体制の整備等を図るため、各学校において危機管理マニュアルを作成し、避難訓練等を実施している。</p> | | <p>危機管理マニュアルについては、社会環境の変化など各学校や地域の実情を踏まえながら、必要な見直しを図る必要がある。</p> |

| 重点 項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
|----------|---|--------|--|
| ○ | <p>外国人観光客等に対する防災情報提供体制を強化するため、外国人向け観光パンフレットの一部に緊急連絡先等を掲載することや、多言語による防災情報の伝達の在り方について検討する。</p> <p>Wi-Fiサービスについては、外国人を含む観光客等が安心して旅行できる受入環境の整備のため、民間事業者との連携を図りながら、引き続き利用範囲の拡大を促進する。</p> | 県 町 | |
| | | | |
| ○ | <p>地域住民の防災意識を高めるため、引き続き、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。</p> | 県 町 | |
| ○ | <p>停電発生時のラジオの活用を始め、様々なICT機器を活用した防災情報の入手の方法や停電対策について、ホームページや防災訓練、研修会等を通じて普及啓発を行う。</p> | 県 町 | |
| | | | |
| ○ | <p>学校教育における防災教育のみならず、平時から「自助」「共助」の意識が住民に根付くよう、生涯学習という幅広い視点から防災教育の推進を図っていく必要がある。</p> | 町 | |
| ○ | <p>各学校において、災害発生時に円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、危機管理マニュアルの検証や見直しを推進する。</p> | 町 | <p>○危機管理マニュアルの随時見直し</p> <p>○避難訓練の実施を継続</p> |

| | | |
|---|----|---|
| リスクシナリオ7 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止 | | |
| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
| 【支援物資等の供給体制の確保】 | | |
| <p>〈非常用物資の備蓄〉</p> <p>県及び町は、災害発生時における食料、飲料水、日用品等の物資供給に関する協定をスーパー、飲料水メーカー等と締結し、災害発生時に事業者等が製造・調達することが可能な物資の提供を受ける流通在庫備蓄を進めている。</p> | | <p>スーパー、飲料水メーカー等と、災害発生時における支援物資の供給に関する協定を締結しているが、さらに協定締結を推進するなど、備蓄の確保を図る必要がある。</p> |
| <p>〈災害発生時の物流インフラの確保〉</p> <p>災害発生時における避難所への救援物資等の円滑な輸送を確保するため、災害発生時に利用する輸送経路等について、県と連携しながら、道路、港湾等の物流インフラの強化策を検討している。</p> | | <p>大規模災害発生時に、輸送経路等の寸断などにより物流機能の低下が懸念されることから、災害に強い物流インフラを確保する必要がある。</p> |
| <p>〈避難所等への燃料等供給の確保〉</p> <p>災害発生時に避難所等への燃料等供給を確保するため、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。</p> | ○ | <p>災害発生時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。</p> |
| <p>〈災害応援の受入体制の構築〉</p> <p>災害発生時に迅速かつ円滑に応援を受け入れることができるよう、各市町村、各消防本部で相互応援協定を締結しており、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。</p> | ○ | <p>災害発生時に迅速かつ円滑に他自治体からの応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認するとともに、応援職員の受入を円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。</p> |

| | 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止を防ぐため、非常物資や支援物資等の供給体制及び災害応援の受入体制の確保、防災拠点の整備、水道施設・物流関連施設の防災対策の推進等を図る。 | | |
|------|--|-----------------|---------------|
| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
| | | | |
| ○ | 住民の食料備蓄を基本としつつも、これを一層促進する取組や、住民の備蓄を補完する県及び市の備蓄目標、役割分担等、これからの県全体としての災害備蓄の在り方について検討し、推進する。 | 県 町 民間事業者 | |
| ○ | 災害発生時に救援物資等の円滑な輸送を確保するため、県が進めている防災物流インフラ強化計画の策定に協力するとともに、計画策定後は、本計画に基づき県と連携しながら危険箇所対策を進めていく。 | 県 町 民間事業者 | |
| ○ | 災害発生時において、協定に基づき円滑に燃料が供給されるよう、引き続き、連絡体制に係る情報更新等を行う。 | 町 民間事業者 | |
| ○ | 引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていくとともに、他自治体の応援職員を円滑に受け入れるため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を図る。 | 町 | |

| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
|---|----|---|
| <p>〈救援物資等の受援体制の構築〉</p> <p>災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。</p> | ○ | <p>協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっていないため、これらを具体化する必要がある。</p> |
| <p>〈要配慮者（難病疾患等）への医療的支援〉</p> <p>在宅で人工呼吸器等を使用している難病患者等が災害時も継続治療ができるようにするため、名簿の整理を行っている。</p> <p>また、避難所での生活に支障があると認められる者（要援護者）を受け入れるための福祉避難所を確保し、町内4施設と協定を締結している。</p> | | <p>災害発生で停電になった場合は生命に関わることから、停電時に備えて、引き続き、在宅で人工呼吸器等を使用している患者には停電後も継続して人工呼吸器等を使用できる環境の整備を図る必要がある。</p> <p>また、透析患者については、透析治療が維持できるよう受入可能な医療機関に関する情報を提供する体制を構築しておく必要がある。</p> |
| <p>〈災害用医薬品等の確保〉</p> <p>災害発生時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、必要事項を地域防災計画で定めている。</p> | | <p>災害発生時に救護班が使用する医薬品等の確保に向けて、協定等が有効に機能するよう、引き続き、関係機関等と連携していく必要がある。</p> |

| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
|------|--|---------------------------------|---------------|
| ○ | 物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討の上、受援体制を構築する。 | 町 民間事業者 | |
| ○ | 在宅で人工呼吸器等を使用している患者の名簿作成・更新に努めるとともに、患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等の確認及び必要な助言を継続する。 透析患者については、大間病院との連携強化を図る。 | 町 社会福祉協議会 民間事業者 | |
| ○ | 災害発生時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、防災訓練の実施などにより、関係機関等との連携体制を強化していく。 | 一部事務組合下 北医療センター 町 大間病院 | |

| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
|--|----|--|
| 【水道施設の防災対策】 | | |
| <p>〈水道施設の耐震化・老朽化対策〉</p> <p>災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めている。</p> | ○ | <p>人口減少を踏まえた計画の策定や、アセットマネジメント(資産管理)を活用し、施策を推進する必要がある。</p> |
| <p>〈応急給水資機材の整備〉</p> <p>断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、水道事業者においては応急給水のための体制を整えとともに、災害用備蓄資材(応急給水)の整備を図っている。</p> | ○ | <p>断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、災害用備蓄資材(応急給水)の整備を図っていく必要がある。</p> |
| <p>〈水道施設の応急対策〉</p> <p>災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水が可能となるように、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えとともに、災害用備蓄資材(応急復旧)の整備を図っている。</p> | | <p>災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水を再開するため、災害用備蓄資材(応急復旧)の整備を図る必要がある。</p> |
| 【道路施設の防災対策】 | | |
| <p>〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p> | ○ | <p>緊急輸送道路である国道279号及び338号は、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域などを抱えており、また平成23年3月に発生した東日本大震災では、大津波警報の発令に伴い、国道279号において通行止めが発生するなど、災害発生時に使用できない可能性があることから、優先的に推進する必要がある。</p> |

| 重点 項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
|----------|---|-------------|----------------------------------|
| | | | |
| ○ | 災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化を進め、水道事業の広域化や広域連携による経営の効率化等を推進する。 | 町 | 基幹管路の耐震化率 1.7%(H30)→2.6%(R01) |
| ○ | 断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じ、応急給水体制の見直し及び災害用備蓄資材(応急給水)の更新を図る。 | 町 | |
| ○ | 災害時に水道施設及び管路に被害が発生しても速やかに給水を再開するため、引き続き、必要に応じ、応急復旧体制の見直し及び災害用備蓄資材(応急復旧)の更新を図る。 | 町 | |
| | | | |
| ○ | 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、関係機関と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、早急に機能強化や老朽化対策を行う。 | 国 県 町 | |

| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
|--|----|--|
| <p>〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p> | ○ | <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p> |
| <p>【漁港の防災対策】</p> | | |
| <p>〈漁港施設の耐震化・老朽化対策〉 漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、施設の長寿命化を図っている。</p> | ○ | <p>漁港施設は、老朽化対策・機能強化対策が十分ではない漁港があることから、引き続き、老朽化対策・機能強化対策を行う必要がある。</p> |

| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
|------|--|--------|--|
| ○ | 緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、関係機関と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。 | 県 町 | 大間町橋梁長寿命化修繕計画(15橋) 修繕進捗率:R2(40%)→R7(100%) 大間町舗装長寿命化修繕計画(L=22.4 km) 修繕進捗率:R2(5.3%)→R7(40%) |
| | | | |
| ○ | 災害発生時の海路による輸送を確保するため、漁港施設の老朽化対策・機能強化を実施する。 | 県 町 | ・漁港施設の長寿命化計画策定 策定済み漁港 3漁港 ・漁港施設の長寿命化対策の継続 R07まで3漁港 |

| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
|---|----|--|
| 【食糧生産体制の強化】 | | |
| <p>〈農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策〉</p> <p>産地力の強化のためのパイプハウスの整備や省力化を目的とした農業用機械の導入等を実施する必要がある農業者へ支援を実施している。</p> | | <p>安定した農業生産を確保するためには、平時から営農基盤の強化が必要であることから、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を実施する必要がある。</p> |
| <p>〈農業・水産業の担い手育成・確保〉</p> <p>当市の安全・安心な農産物及び水産物を供給していくためには農業・水産業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、人材の育成などにより、新規就業者の確保に取り組んでいる。</p> | ○ | <p>当市の安全・安心な農産物を安定的に供給するためには後継者や新規就業者の確保が必要であるが、現状では減少傾向にあることから、後継者の育成及び新規就業者の掘り起こしの必要がある。</p> |
| 【被災農林漁業者の金融支援】 | | |
| <p>〈被災農林漁業者への金融支援〉</p> <p>農業については、災害により被害を受けた農業者の事業再開のため、利用可能な農業制度資金に関する情報を提供している。</p> <p>漁業については、災害により被害を受けた漁業者の経営の維持・安定を図るため、国の水産関係無利子化事業や漁業者等緊急保証対策事業を活用し、被害漁業者の金利負担を軽減している。</p> | | <p>被災農業者・漁業者が速やかに事業再開できるよう、適切な融資制度の選択に係る情報提供や融資手続の迅速化を図る必要がある。</p> |

| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
|------|---|--------|---------------|
| | | | |
| ○ | 安定した農業生産を確保するため、引き続き、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を実施し、営農基盤の強化を図る。 | 町 | |
| ○ | <p>当町の農業を維持・発展させ、農産物を安定して供給するため、後継者の育成や新規就農者の掘り起こし等、労働力確保に向けた取組を実施する。</p> <p>また、水産業における課題を踏まえながら、引き続き、担い手の育成・確保に取り組む。</p> | 県 町 | |
| | | | |
| ○ | 被災農業者・漁業者の速やかな事業再開に向けて、平時より融資制度の周知を図るとともに、手続が速やかに行われるよう、関係機関との連携を強化する。 | 県 町 | |

| | | |
|--|----|---|
| リスクシナリオ8 多数の孤立集落等の同時発生 | | |
| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
| 【代替輸送手段の確保】 | | |
| 〈代替輸送手段の確保〉 災害発生時における港湾・漁港を利用した輸送確保も視野に入れ、施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。 | ○ | 大規模災害時において、陸上輸送の代替手段は海上輸送となることから、湾港及び漁港の防災機能強化が必要である。 |
| 【ドクターヘリの運航の確保】 | | |
| 〈ドクターヘリの運航確保〉 ドクターヘリのランデブーポイントを設置し、県のドクターヘリの運航を確保している。 | | 災害発生時の運用については、県の判断・指示が必要であるため、県及び消防機関、その他関係機関との連携強化を図る必要がある。 |
| 【情報通信の確保】 | | |
| 〈情報通信利用環境の強化〉 災害発生時における情報通信利用環境として、町が管理する観光施設及び小中学校の避難所においてWi-Fiサービスを提供している。 また、情報通信が途絶したときのために、平時から通信事業者との連携体制を構築する必要がある。 | ○ | 災害発生時には、通信環境が確保できない地域の発生が予想されることから、通信事業者との連携体制の構築について推進する必要がある。 |
| 【道路施設の防災対策】 | | |
| 〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。 | ○ | 緊急輸送道路である国道279号及び338号は、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域などを抱えており、また平成23年3月に発生した東日本大震災では、大津波警報の発令に伴い、国道279号において通行止めが発生するなど、災害発生時に使用できない可能性があることから、優先的に推進する必要がある。 |
| 〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。 | ○ | 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。 |

| | 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】多数の孤立集落等の同時発生を防ぐため、孤立するおそれのある集落への支援体制の構築や、情報通信利用環境の強化、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策を図る。 | | |
|------|--|---|--|
| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
| ○ | 災害発生時の海路による輸送確保に向けて、港湾施設の防災機能の強化を図る。 漁港施設においては、老朽化対策・機能強化対策を実施する。 | 県 町 | ・漁港施設の長寿命化計画策定 |
| ○ | 引き続き、県及び消防機関、その他関係機関との連携強化を図る。 | 県 一部事務組合下 北医療センター 下北地域広域行政事務組合 | |
| ○ | 災害発生時における情報通信利用環境の確保に向け、関係機関との連携を図る。 | 町 民間事業者 | |
| ○ | 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、関係機関と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、早急に機能強化や老朽化対策を行う。 | 国 県 町 | |
| ○ | 緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、関係機関と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。 | 県 町 | 大間町橋梁長寿命化修繕計画(15橋) 修繕進捗率:R2(40%)→R7(100%) 大間町舗装長寿命化修繕計画(L=22.4 km) 修繕進捗率:R2(5.3%)→R7(40%) |

| | | |
|--|----|---|
| リスクシナリオ9 消防、海保等の救助・救急活動等が実施できない事態 | | |
| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
| 【防災関連施設の耐震化・老朽化対策】 | | |
| <p>〈役場庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策〉</p> <p>災害発生時における防災拠点となる役場庁舎・消防本部等の耐震化を進めている。</p> | ○ | <p>防災拠点となる役場庁舎や避難所となる公共施設の耐震化は完了しているものの、消防庁舎は老朽化が著しく立替えを進める必要がある。</p> |
| 【災害対策本部機能の強化】 | | |
| <p>〈災害対策本部機能の強化〉</p> <p>大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確に講じるために設置する大間町災害対策本部について、県や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。</p> | | <p>災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能等について検証し、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。</p> |
| <p>〈医療従事者確保に係る連携体制〉</p> <p>災害発生時の保健医療活動を総合調整する県と連携する必要があるため、県主催の災害時の保健医療提供体制に係る会議や図上訓練などに参加している。なお、下北地域の災害医療体制については、DMAT活動拠点本部はむつ総合病院になっている。</p> | ○ | <p>災害発生時の保健医療活動を総合調整する県との連携を強化していく必要がある。</p> |
| <p>〈総合防災訓練の実施〉</p> <p>大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。</p> | | <p>他県における近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。</p> |

| | 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】消防、海保等が有する救助・救急活動等の能力を十分に発揮できない事態や、被災等により活動できない事態を防ぐため、防災関連施設の耐震化・老朽化対策の推進、防災関係機関や地域住民の参加を含めた総合防災訓練の実施、救助・救出体制の強化や災害応援の受入体制を構築するほか、地域防災向上のほか、自主防災組織の設立・活性化支援や地域防災リーダーの育成を図る。 | | |
|------|--|------------------------------|--|
| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
| ○ | 消防庁舎の立替えを進めるとともに、役場庁舎の災害対策本部機能を確保するため、定期的な点検や適切な修繕等を実施する。 | 町 下北地域広域行政事務組合 | 老朽化が著しい消防庁舎の基本設計に着手、令和5年度完成を目指す。 役場庁舎は点検や修繕を継続的に行うことで災害対策本部機能の維持に努める。 |
| ○ | 災害対策本部機能の充実・強化を図るため、引き続き、定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見直しを行う。 | 町 | |
| ○ | 災害発生時に医療提供体制を確保するため、県が実施する会議や図上訓練への参加等により、県や関係機関との連携体制を強化する。 | 県 一部事務組合 下北医療センター 町 | |
| ○ | 大規模災害発生時の応急体制の更なる充実を図るため、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、防災関係機関の連携強化に向け、消防・警察・自衛隊等の関係機関の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。 | 国 県 町 下北地域広域行政事務組合 | |

| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
|---|----|--|
| 【救急・救助活動等の体制強化】 | | |
| <p>〈救急・救助活動等の体制強化〉</p> <p>災害発生時における救命率の向上を図るため、定期的実施している地域メディカルコントロール協議会事例検討会や各種講習会を活用し、救急救命士及び救急隊員に対する指示・指導・助言体制の充実を図っている。</p> <p>また、救急救命士の新規育成を継続するとともに、救急救命士再教育要領に基づき、救急救命士の再教育を実施している。</p> <p>救急救命士以外の消防職員に対しても、救急に係る専門的知識・技能を習得させ、災害発生時に適切な救急活動を実施できるよう各所属の業務の中で教育訓練を実施している。</p> | | <p>災害発生時の救急体制のさらなる充実を図るため、救急救命士の新規育成を継続するとともに、救急救命士の資質向上のため、救急救命士の再教育を進める必要がある。</p> <p>また、救急救命士以外の消防職員が災害発生時に救急活動等に係る技能を発揮できるよう、継続的かつ効果的な教育訓練を実施する必要がある。</p> |
| <p>〈消防力の強化〉</p> <p>消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づき地域の実情を踏まえた消防体制の整備を進めている。また、大間消防署では対応できない大規模災害等に対応するため、下北消防本部及び近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制の整備に取り組んでいる。</p> | ○ | <p>大規模災害等に迅速かつ的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p> |
| <p>〈消防団の充実〉</p> <p>町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> | ○ | <p>消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、大間消防署と連携しながら消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。</p> |

| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
|------|--|-------------------|---------------|
| | | | |
| ○ | <p>災害発生時の救急体制のさらなる充実を図るため、引き続き、救急救命士の新規育成、指導救命士による救急救命士の教育を含めた救急救命士に対する再教育を進めていく。</p> <p>また、救急救命士以外の消防職員に対しても、災害発生時に救急活動等に係る技能を発揮できるよう、引き続き、実効性が高く効果的な教育訓練を実施する。</p> | 下北地域広域行政事務組合 町 | |
| ○ | <p>国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に下北消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるように、訓練を実施する。</p> | 下北地域広域行政事務組合 町 | |
| ○ | <p>引き続き、大間消防署と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。</p> | 下北地域広域行政事務組合 町 | |

| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
|--|----|---|
| 【支援物資等の供給体制の確保】 | | |
| <p>〈災害応援の受入体制の構築〉</p> <p>災害発生時に迅速かつ円滑に応援を受け入れることができるよう、各市町村、各消防本部で相互応援協定を締結しており、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。</p> | ○ | <p>災害発生時に迅速かつ円滑に他自治体からの応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認するとともに、応援職員の受入を円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。</p> |
| <p>〈救援物資等の受援体制の構築〉</p> <p>災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。</p> | ○ | <p>協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっていないため、これらを具体化する必要がある。</p> |
| 【防災意識の啓発・地域防災力の向上】 | | |
| <p>〈防災意識の啓発〉</p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p> | ○ | <p>災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。</p> |
| <p>〈防災訓練の推進〉</p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年、総合防災訓練を実施している。</p> | ○ | <p>東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難訓練や、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していく必要がある。していくとともに、各地区の自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。</p> |
| <p>〈地域防災リーダーの育成〉</p> <p>災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、地域防災のリーダーとなる人材が必要なため、研修会の周知等を行っている。</p> | | <p>地域防災力を高めるためには、地域防災の中心となる人材の育成が重要であることから、各地域の自主防災組織や町内会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。</p> |

| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
|------|--|------------|---------------|
| | | | |
| ○ | 引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていくとともに、他自治体の応援職員を円滑に受け入れるため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を図る。 | 町 | |
| ○ | 物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討の上、受援体制を構築する。 | 町 民間事業者 | |
| | | | |
| ○ | 地域住民の防災意識を高めるため、引き続き、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。 | 町 | |
| ○ | 引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施する。 | 町 | |
| ○ | 地域防災リーダーの人材育成のため、各地域の自主防災組織や町内会が防災地域・技能を有する防災士等との連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修会等の取組を実施する。 | 町 | |

| | | |
|---|----|---|
| リスクシナリオ10 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 | | |
| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
| 【災害発生時における医療提供体制の構築】 | | |
| <p>〈災害時医療の連携体制〉</p> <p>災害発生時において、地域災害拠点病院としての適切な医療行為を確保するため、災害対応マニュアルの整備を行う。</p> <p>また、災害発生時の救護班の編成及び救護所の設置等を地域防災計画で定めている。</p> | | <p>関係機関からの支援及び派遣要請に対して人員不足が想定されるため、人員不足を想定したマニュアルの見直しが必要である。</p> <p>また、災害発生時には、町の救護班のみでは人員が不足する場合が想定されるため、公的医療機関や医師会と連携していく必要がある。</p> |
| <p>〈医療従事者確保に係る連携体制〉</p> <p>災害発生時の保健医療活動を総合調整する県と連携する必要があるため、県主催の災害時の保健医療提供体制に係る会議や図上訓練などに参加している。なお、下北地域の災害医療体制については、DMAT 活動拠点本部はむつ総合病院になっている。</p> | ○ | <p>災害発生時の保健医療活動を総合調整する県との連携を強化していく必要がある。</p> |
| <p>〈お薬手帳の利用啓発〉</p> <p>災害発生時に医療施設が被災し、患者情報の確認が困難な場合でも、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けられるよう、「薬と健康の週間」において「お薬手帳」の普及啓発を行っている。</p> | | <p>持病を抱える被災者が災害時に必要な投薬を受けられるよう「お薬手帳」の作成・携行について啓発していく必要がある。</p> |
| 【ドクターヘリの運航の確保】 | | |
| <p>〈ドクターヘリの運航確保〉</p> <p>ドクターヘリのランデブーポイントを設置し、県のドクターヘリの運航を確保している。</p> | ○ | <p>災害発生時の運用については、県の判断・指示が必要であるため、県及び消防機関、その他関係機関との連携強化を図る必要がある。</p> |

| | 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の途絶を防ぐため、救急車両・病院等に対する燃料供給の確保、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策を図る。また、医療施設及び関係者の絶対的不足等による医療機能の麻痺を防ぐため、医療施設や社会福祉施設等の耐震化を推進するとともに、災害発生時における医療提供体制の構築や要配慮者への支援体制の強化を図る。 | | |
|------|---|---|---------------|
| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
| ○ | 関係機関からの支援及び派遣要請等の内容を検討し、マニュアルの見直しを進める。 また、大規模災害発生時に町の救護班が不足した場合に備え、防災訓練の実施などにより、公的医療機関や医師会との連携体制を強化する。 | 一部事務組合 下北医療センター 町 | |
| ○ | 災害発生時に医療提供体制を確保するため、県が実施する会議や図上訓練への参加等により、県や関係機関との連携体制を強化する。 | 県 一部事務組合 下北医療センター 町 | |
| | 災害発生時においても、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けることができるよう、引き続き、様々な機会を通じて「お薬手帳」の作成・携行について普及啓発を図る。 | 一部事務組合 下北医療センター 薬剤師会 町 | |
| ○ | 引き続き、県及び消防機関、その他関係機関との連携強化を図る。 | 県 一部事務組合 下北医療センター 下北地域広域行政事務組合 | |

| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
|--|----|---|
| 【道路施設の防災対策】 | | |
| <p>〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p> | ○ | <p>緊急輸送道路である国道279号及び338号は、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域などを抱えており、また平成23年3月に発生した東日本大震災では、大津波警報の発令に伴い、国道279号において通行止めが発生するなど、災害発生時に使用できない可能性があることから、優先的に推進する必要がある。</p> |
| <p>〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p> | ○ | <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p> |
| 【要配慮者への支援等】 | | |
| <p>〈要配慮者等への支援〉</p> <p>災害発生時に要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）に対する支援を行うため、県では、避難所等で福祉・介護の専門的な視点で支援活動を行う災害派遣福祉チーム（DCAT）の派遣体制を構築し、また、避難所等における要配慮者支援の重要性について、市町村に対する研修や会議を通じ啓発している。</p> <p>町では、県が進めているDCATの派遣体制整備に向けて、県が開催する研修会や会議に参加している。</p> | | <p>県では、避難所での福祉ニーズの把握や生活環境に配慮した対応等ができるようDCATチーム員を養成するとともに、県外から派遣があった場合の受入体制を整備する必要がある。</p> <p>町では、県のDCAT派遣体制整備に向けて、引き続き、県が開催する研修や会議に参加するとともに、県の取組に協力していく必要がある。</p> |

| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
|------|---|-------------|--|
| | | | |
| ○ | 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、関係機関と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、早急に機能強化や老朽化対策を行う。 | 国 県 町 | |
| ○ | 緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、関係機関と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。 | 県 町 | 大間町橋梁長寿命化修繕計画(15橋) 修繕進捗率:R2(40%)→R7(100%) 大間町舗装長寿命化修繕計画(L=22.4 km) 修繕進捗率:R2(5.3%)→R7(40%) |
| | | | |
| ○ | <p>災害発生時における要配慮者の支援体制の整備に向けて、県は災害派遣福祉チーム(DCAT)の養成研修を実施するとともに、県外からの支援受入体制について検討する。</p> <p>町は、県のDCAT派遣体制整備に向けて、引き続き、県が開催する研修や会議に参加するとともに、県の取組に協力する。</p> | 県 町 | |

| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
|--|----|---|
| <p>〈心のケア体制の確保〉</p> <p>心の健康づくりを推進するため、「いのちを支える大間町自殺対策行動計画」を策定しており、心の病気とその対応についての普及啓発、ストレスの対処方法等の情報提供、相談窓口の周知を行っている。</p> | | <p>被災時は、平常時より強いストレスにさらされ、誰でも心身の反応や症状が現れることがあるため、災害時のストレスに対応する方法も含めた心の健康づくりを推進していく必要がある。</p> |
| <p>〈児童生徒の心のサポート〉</p> <p>被災によるストレス障害等の発症が心配される児童生徒等の心のケアを行うため、スクールカウンセラーの派遣等を行う。</p> | | <p>児童生徒等の心のサポート体制を確保するため、県教育委員会との連絡体制を整えておく必要がある。</p> |
| <p>〈外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化〉</p> <p>外国人観光客等の受入環境整備のため、町が管理する観光施設においてWi-Fiサービスを提供している。</p> | ○ | <p>外国人観光客等が自力で情報収集・避難できるようにするため、外国人観光客向けの外国語による情報発信を充実する必要がある。</p> <p>Wi-Fiサービスについては、宿泊施設等において利用環境が不十分な箇所が見受けられるため、利用範囲の拡大等の取組を促進する必要がある。</p> |

| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
|------|---|--------|---------------------------------|
| ○ | <p>災害時のストレスへの対応を含めた心の健康づくりを推進するため、引き続き、こころの病気とその対応についての普及啓発、ストレスの対処方法等の情報提供、相談窓口の周知等を図る。</p> <p>また、災害発生時には、災害派遣精神医療チーム(DPAT)との役割分担を踏まえた心のケア実施の支援体制が必要となることから連携体制を構築する。</p> | 県 町 | |
| ○ | <p>災害時発生時に迅速な対応ができるよう、引き続き体制の整備を図る。</p> | 町 | 町内小中学校へのスクールカウンセラー派遣率100%を継続する。 |
| ○ | <p>外国人観光客等に対する防災情報提供体制を強化するため、外国人向け観光パンフレットの一部に緊急連絡先等を掲載することや、多言語による防災情報の伝達の在り方について検討する。</p> <p>Wi-Fiサービスについては、外国人を含む観光客等が安心して旅行できる受入環境の整備のため、民間事業者との連携を図りながら、引き続き利用範囲の拡大を促進する。</p> | 県 町 | |

| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
|---|----|---|
| 【動物救護対策】 | | |
| <p>〈動物救護対策〉</p> <p>地域防災計画において、避難所での家庭動物のスペースの確保や環境衛生の維持を図るため、県及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て、飼い主に対し、一緒に避難したペットの適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに、必要な措置を講じることとしている。</p> | | <p>ペットの飼養に関する正しい知識やペットのしつけが十分でない場合、災害時のペットとの同行避難や避難所での適切な飼養が難しくなることがあるため、ペットの災害対策の意義や平時から行う対策、災害時の行動等について、普及啓発を図る必要がある。</p> |
| 【被災地における感染症対策】 | | |
| <p>〈避難所における良好な生活環境の確保〉</p> <p>避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するためには、水、食料、トイレ、冷暖房等が必要であることから、町では、避難所運営に必要な資機材の不足に備え、市町村間相互応援協定を締結しているほか、民間事業者等との協定締結による流通備蓄を進めている。</p> | ○ | <p>避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するため、水、食料、トイレ、冷暖房等の物資等について、公的備蓄を進めていくとともに、スーパー、メーカー、リース会社等と協力・連携する体制を構築する必要がある。</p> |
| <p>〈感染症への意識向上及び対応策の整備〉</p> <p>災害発生時に感染症が発生した際、迅速な対応ができるよう、平時から対応マニュアルを策定するとともに、関係職員が円滑に対応できるよう各種研修及び訓練を実施している。</p> <p>また、避難所は不特定多数が密集し、感染症のリスクが高くなるため、平時から感染者が発生した場合の対応を検討する。</p> | | <p>災害発生時における避難所等での感染症対策については、令和2年度の避難所運営訓練から取り入れているものの、今後も、災害発生時に起こりうる感染症について各種研修及び訓練等を継続的に実施する必要がある。</p> |
| <p>〈予防接種の促進〉</p> <p>災害発生時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から予防接種を受けるよう、個別接種勧奨、普及啓発を行っている。</p> | | <p>予防接種の接種率が低いと、災害発生時に感染症の発生やまん延が起こる可能性が高いことから、平時から予防接種の必要性について普及啓発を図るとともに、未接種者に対する接種勧奨を行う必要がある。</p> |
| 【観光客等に対する広域避難の強化】 | | |
| <p>〈観光客等に対する広域避難の強化〉</p> <p>災害発生時に地域住民や観光客等が安全に避難できる避難所等を確保するため、指定避難所等の指定を進めている。</p> | | <p>町内で開催される祭りなどの期間中に災害が発生し、観光客等が帰宅困難となった場合、町の避難所だけでは十分に対応できないことが想定されるため、周辺市町村や隣県へ避難する広域避難などの対応を検討する必要がある。</p> |

| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
|------|---|----------------|---------------|
| | | | |
| | <p>災害時におけるペットの同行避難や平時の備え等について普及啓発を図るため、広報紙やホームページへの掲載、パンフレットの作成等により周知するとともに、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主に対してペットの適正な飼養に関する助言・指導を行う。</p> | <p>県 町</p> | |
| | | | |
| ○ | <p>災害発生時において、避難所における衛生的で良好な生活環境が確保できるよう、災害時の物資の調達等に関する協定の締結を推進するとともに、受援体制を強化する。</p> <p>また、県備蓄指針及び備蓄計画を踏まえた町の備蓄計画を策定し、公的備蓄を推進する。</p> | <p>県 町</p> | |
| ○ | <p>国等で作成した「避難所における感染症対策マニュアル」等を参考に、災害発生時に関係機関が円滑に対応できるようにするため、感染症対策を取り入れた各種研修及び訓練を実施する。</p> <p>また、密集を避けるため避難所の増設について検討する。</p> | <p>県 町</p> | |
| ○ | <p>予防接種の必要性について普及啓発を図るとともに、未接種者の個別接種勧奨を行う。</p> | <p>町</p> | |
| | | | |
| ○ | <p>災害発生時に市の避難所だけでは十分に対応できない場合も想定し、県と連携を図りながら、周辺市町村や隣県へ避難する広域避難等について検討する。</p> | <p>県 町</p> | |

| | | |
|--|----|--|
| リスクシナリオⅡ 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下 | | |
| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
| 【災害対応庁舎等における機能の確保】 | | |
| <p>〈公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策〉</p> <p>町有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、大間町公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新、老朽化対策等の取組を進めている。</p> | ○ | 公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新・老朽化対策等を計画的に行う必要がある。 |
| <p>〈役場庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策〉</p> <p>災害発生時における防災拠点となる役場庁舎・消防本部等の耐震化を進めている。</p> | ○ | 防災拠点となる役場庁舎や避難所となる公共施設の耐震化は完了しているものの、消防庁舎は老朽化が著しく立替えを進める必要がある。 |
| <p>〈代替庁舎の確保〉</p> <p>役場庁舎は耐震構造となっており、また津波浸水想定区域外となっているため危険性は少ないものと考えられるが、大規模災害により役場庁舎が使用不能となる不測の事態も想定し、大間町総合開発センターを代替施設として位置付けている</p> | | 大規模災害により本庁舎等が使用不能となる不測の事態も想定されることから、現在特定されている代替庁舎以外にも代替施設の確保に努めるとともに災害対策本部機能の移転訓練を行う必要がある。 |
| 【電力の供給停止対策】 | | |
| <p>〈行政施設の非常用電源の整備〉</p> <p>役場庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。</p> | | 災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。 |

| | 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、行政庁舎や公共建築物・インフラ施設等の耐震化・老朽化対策、行政情報通信基盤の耐災害性の強化、行政機関の業務継続計画の策定・見直しを行うとともに、広域連携体制の構築を図る。 | | |
|------|--|-------------------|--|
| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
| ○ | 公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画(令和2年度策定予定)を進めるとともに、公共施設マネジメントの意識醸成と知識習得を図る。 | 町 | |
| ○ | 消防庁舎の立替えを進めるとともに、役場庁舎の災害対策本部機能を確保するため、定期的な点検や適切な修繕等を実施する。 | 町 下北地域広域行政事務組合 | 老朽化が著しい消防庁舎の基本設計に着手、令和5年度完成を目指す。 役場庁舎は点検や修繕を継続的に行うことで災害対策本部機能の維持に努める。 |
| ○ | 引き続き、他の代替施設の確保を推進するとともに、実践的訓練を実施し、災害対応力の強化向上を図る。 | 町 下北地域広域行政事務組合 | |
| ○ | 非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的に点検等を実施する。 また、非常用電源が確保されていない行政施設においては、非常用電源設備等の確保を推進する。 | 町 | |

| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
|---|----|---|
| 【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】 | | |
| <p>〈県・町・防災関係機関における情報伝達〉</p> <p>災害発生時に一般通信の混線に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク(地上系・衛星系)」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。</p> <p>また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p> | ○ | <p>県、町、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。</p> <p>また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p> |
| <p>〈行政情報通信基盤の耐災害性の強化〉</p> <p>行政情報通信基盤の耐災害性を強化するため、大間町はハウジングを行い、サーバー本体は町外のデータセンターへ設置している。</p> <p>また、データ毀損等を防止するためバックアップは定期的に行っている。</p> | | <p>災害発生時の業務継続の確保に向けて全ての情報システムサーバーがハウジングを行っているわけではないため、災害発生時の業務継続の確保に向けシステム機器等の適切な維持管理等を実施していく必要がある。</p> |
| 【行政機能の業務継続計画の策定】 | | |
| <p>〈業務継続計画の策定〉</p> <p>災害時に大間町役場自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うために大間町業務継続計画を策定が急がれる。</p> | | <p>早急な計画の策定及び業務継続計画の内容を職員に周知徹底し、災害発生時に優先的に実施すべき業務が迅速に実施できる体制を構築しておく必要がある。</p> |

| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
|------|---|----------------|---------------|
| | | | |
| ○ | <p>災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、町、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。</p> | <p>県 町</p> | |
| ○ | <p>災害・事故等発生時の業務継続確保を図るため、引き続き、情報システム機器等の適切な維持管理等を実施する。</p> <p>また、今後も継続的に行政データ保全のためバックアップを行っていく。</p> | <p>町</p> | |
| | | | |
| ○ | <p>災害発生時に優先すべき業務を実施できるよう、適宜業務継続計画の見直しを図っていく。</p> | <p>町</p> | |

| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
|---|----|---|
| 【災害対策本部機能の強化】 | | |
| <p>〈災害対策本部機能の強化〉</p> <p>大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確に講じるために設置する大間町災害対策本部について、県や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。</p> | ○ | <p>災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能等について検証し、災害対策本部機能の強化・充実に必要がある。</p> |
| 【受援・連携体制の構築】 | | |
| <p>〈広域連携体制の構築〉</p> <p>災害発生時に被災市町村が十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、円滑な応援活動を実施するため、県内全市町村による「大規模災害発生時の青森県市町村相互応援に関する協定」を締結している。</p> | | <p>青森県においては、市町村相互応援協定に基づく相互応援を実施したことがないため、相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続き等を定期的に確認していくとともに、県及び県内市町村との連携体制を強化していく必要がある。</p> |
| <p>〈災害応援の受入体制の構築〉</p> <p>災害発生時に迅速かつ円滑に応援を受け入れることができるよう、各市町村、各消防本部で相互応援協定を締結しており、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。</p> | ○ | <p>災害発生時に迅速かつ円滑に他自治体からの応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認するとともに、応援職員の受入を円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。</p> |
| 【防災訓練の推進】 | | |
| <p>〈総合防災訓練の実施〉</p> <p>大規模災害発生時の応急体制の充実に必要のため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。</p> | ○ | <p>他県における近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見直し等を行う必要がある。</p> |

| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
|------|--|-----------------------------|---------------|
| | | | |
| ○ | 災害対策本部機能の充実・強化を図るため、引き続き、定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見直しを行う。 | 町 | |
| | | | |
| ○ | 「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づく迅速かつ円滑な相互応援を行うため、相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続等が記載されている「青森県市町村相互応援協定運用マニュアル」を定期的に確認するとともに、県及び県内市町村との連携体制を強化する。 | 県 町 | |
| ○ | 引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていくとともに、他自治体の応援職員を円滑に受け入れるため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を図る。 | 町 | |
| | | | |
| ○ | 大規模災害発生時の応急体制の更なる充実を図るため、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、防災関係機関の連携強化に向け、消防・警察・自衛隊等の関係機関の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。 | 国 県 町 下北地域広域行政事務組合 | |

| | | |
|---|----|--|
| リスクシナリオ12 経済活動の停滞による物流の停止 | | |
| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
| 【農林水産物の移出・流通対策】 | | |
| <p>〈農林水産物の移出・流通対策〉</p> <p>災害発生時においても、農林水産物の集出荷体制を確保するため、農林水産業施設の整備や、県内外の物流・販売関係者と信頼関係の構築を図っている。</p> | | <p>災害発生時に物流機能が寸断され、農林水産物の出荷ができなくなることを防ぐため、引き続き、農林水産業施設の整備を進めていくとともに、リスク分散の観点から、様々な物流・販売関係者との信頼関係を日頃から構築しておく必要がある。</p> |
| 【物流機能の維持・確保】 | | |
| <p>〈災害発生時の物流機能の確保〉</p> <p>災害発生時における救援物資等の輸送、受入れ、仕分け、保管等の物流機能確保のため、公益社団法人青森県トラック協会下北支部と協定を締結している。</p> | | <p>災害発生時に物流が十分機能しない可能性があるため、物流を担う団体との災害発生時の協力体制を強化する必要がある。</p> |
| <p>〈輸送ルートの代替性の確保〉</p> <p>当町は海に面しており、災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替輸送ルートとして、海路による輸送が考えられることから、船舶運航事業者と情報共有を図っている。</p> | | <p>災害発生時に道路が通行困難となった場合の海路による代替輸送ルートを確保するため、引き続き、船舶運航事業者と情報共有を図る必要がある。</p> |
| 【道路施設の防災対策】 | | |
| <p>〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p> | ○ | <p>緊急輸送道路である国道279号及び338号は、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域などを抱えており、また平成23年3月に発生した東日本大震災では、大津波警報の発令に伴い、国道279号において通行止めが発生するなど、災害発生時に使用できない可能性があることから、優先的に推進する必要がある。</p> |
| <p>〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p> | ○ | <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p> |
| 【漁港の防災対策】 | | |
| <p>〈漁港施設の耐震化・老朽化対策〉</p> <p>漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、施設の長寿命化を図っている。</p> | ○ | <p>漁港施設は、老朽化対策・機能強化対策が十分ではない漁港があることから、引き続き、老朽化対策・機能強化対策を行う必要がある。</p> |

| | 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞を防ぐため、企業等における業務継続体制を強化するとともに、物流機能の維持・確保等を図る。 | | |
|------|--|-------------------|--|
| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
| | 農林水産物の集出荷体制を確保するため、計画的に農林水産業施設の整備を進めるとともに、県内外の様々な物流・販売関係者との強固な信頼関係の構築を図る。 | 県 町 | |
| | 災害発生時において協定に基づく物流機能の確保対策が円滑に実行されるよう、関係団体との連携を図りながら、課題の整理を進めていく。 | 県 町 | |
| ○ | 災害発生時において、円滑な連携が図られるよう船舶運航事業者と一層の情報共有を図っていく。 | 県 町 船舶運航事業者 | |
| ○ | 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、関係機関と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、早急に機能強化や老朽化対策を行う。 | 国 県 町 | |
| ○ | 緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、関係機関と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。 | 県 町 | 大間町橋梁長寿命化修繕計画(15橋) 修繕進捗率:R2(40%)→R7(100%) 大間町舗装長寿命化修繕計画(L=22.4 km) 修繕進捗率:R2(5.3%)→R7(40%) |
| ○ | 災害発生時の海路による輸送を確保するため、漁港施設の老朽化対策・機能強化を実施する。 | 県 町 | ・漁港施設の長寿命化計画策定 策定済み漁港 3漁港 ・漁港施設の長寿命化対策の継続 R07まで3漁港 |

| | | |
|---|----|--|
| リスクシナリオ13 基幹的交通ネットワーク(陸上・海上)の分断や機能停止 | | |
| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
| 【道路施設の防災対策】 | | |
| <p>〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p> | ○ | <p>緊急輸送道路である国道279号及び338号は、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域などを抱えており、また平成23年3月に発生した東日本大震災では、大津波警報の発令に伴い、国道279号において通行止めが発生するなど、災害発生時に使用できない可能性があることから、優先的に推進する必要がある。</p> |
| <p>〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p> | ○ | <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p> |
| 【基幹的道路交通ネットワークの形成】 | | |
| <p>〈基幹的道路交通ネットワークの形成〉</p> <p>被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確保するため、地域高規格道路(下北半島縦貫道路)の整備を県に対し、要望している。</p> <p>また、下北未来塾という女性団体においても、下北半島縦貫道路の整備促進について国へ要望している。</p> | ○ | <p>被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確保するため、地域高規格道路(下北半島縦貫道路)の整備促進について、下北半島振興促進連絡協議会や下北総合開発期成同盟会により要望しており、継続的に要望活動を続ける。</p> |
| 【公共交通・広域交通の機能確保】 | | |
| <p>〈地域公共交通の確保〉</p> <p>地域公共交通の維持・活性化を図るため、平成30年3月に下北地域公共交通網形成計画を作成しており、計画に基づき、持続可能な公共交通体系の構築に向け取組を行っている。</p> | ○ | <p>災害発生時における市民の移動手段として各交通機関の運行情報を迅速かつ円滑に情報発信するため、交通事業者及び関係機関とのさらなる連携強化を図るとともに、持続可能な公共交通の維持・確保に努める必要がある。</p> |
| <p>〈広域交通の確保(フェリー)〉</p> <p>災害発生時等に地域公共交通が分断された場合の広域交通確保のため船舶運航事業者との情報共有を図っている。</p> | | <p>災害発生時等に地域公共交通が分断された場合の広域交通確保のため、引き続き、船舶運航事業者との情報共有を図る必要がある。</p> |

| | 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】基幹的交通ネットワークの機能停止を防ぐため、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策や湾港・漁港施設の防災対策の強化を図り、地域交通ネットワークが分断する事態を防ぐため、バス路線の維持を図る。 | | |
|------|--|----------------------|---|
| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
| ○ | 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、関係機関と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、早急に機能強化や老朽化対策を行う。 | 国 県 町 | |
| ○ | 緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、関係機関と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。 | 県 町 | 大間町橋梁長寿命化修繕計画(15橋) 修繕進捗率:R2(40%)→R7(100%) 大間町舗装長寿命化修繕計画(L=22.4 km) 修繕進捗率:R2(5.3%)→R7(40%) |
| ○ | 被災地への確実かつ速やかなアクセスや多様なルートを確保するため、地域高規格道路(下北半島縦貫道路)の整備促進について、国及び県に対し、要望を継続して行う。 | 国 県 町 | 地域高規格道路「下北半島縦貫道路」整備率58%(R01) むつ南バイパス1-1エ区(2.1km)の供用(R04) 事業着手区間 (むつ南バイパス、横浜北バイパス、横浜南バイパス) 計画段階評価→未事業化区間の新規事業化(野辺地～七戸) (奥内～中野沢) |
| ○ | 災害発生時における市民の交通手段が確保されるよう、引き続き、交通事業者及び関係機関との連携強化を図るとともに、持続可能な公共交通の維持・確保に努める。 | 国 県 町 交通事業者 | |
| ○ | 災害発生時等に地域公共交通が分断された場合の広域交通確保のため、引き続き、船舶運航事業者と一層の情報共有を図る。 | 県 町 船舶運航事業者 | |

| | | |
|---|----|--|
| リスクシナリオ14 各種エネルギー供給機能の停止 | | |
| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
| 【エネルギー供給体制の強化】 | | |
| <p>〈エネルギー供給事業者の災害対策〉</p> <p>電力事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。</p> <p>また、大規模災害時に電力施設に被害が生じた場合に、迅速に復旧活動を実施できるよう、電力事業者と町で協定を締結し、災害時における復旧活動拠点を確保している。</p> | | <p>停電は災害応急対策実施に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。</p> |
| <p>〈避難所等への燃料等供給の確保〉</p> <p>災害発生時に避難所等への燃料等供給を確保するため、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。</p> | ○ | <p>災害発生時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。</p> |
| 【再生可能エネルギーの導入促進】 | | |
| <p>〈再生可能エネルギーの導入〉</p> <p>災害発生時に避難者の安全のために電力供給を行うことができるよう、指定避難所となる公共施設に、太陽光発電設備等の導入を推進している。</p> | | <p>地域分散型エネルギーシステムの構築による防災力・災害時の応急対応力の強化の観点から、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの積極的な導入を促進・活用していく必要がある。</p> |
| 【道路施設の防災対策】 | | |
| <p>〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p> | ○ | <p>緊急輸送道路である国道279号及び338号は、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域などを抱えており、また平成23年3月に発生した東日本大震災では、大津波警報の発令に伴い、国道279号において通行止めが発生するなど、災害発生時に使用できない可能性があることから、優先的に推進する必要がある。</p> |
| <p>〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p> | ○ | <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p> |

| | 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入促進等を図る。 | | |
|------|--|-----------------|--|
| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
| ○ | 災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化を図るなど必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者との連携を強化する。 | 県 町 民間事業者 | |
| ○ | 災害発生時において、協定に基づき円滑に燃料が供給されるよう、引き続き、連絡体制に係る情報更新等を行う。 | 町 民間事業者 | |
| ○ | 災害発生時において必要なエネルギーを時給するため、公共施設での太陽光発電設備等の導入を促進する。 | 町 | |
| ○ | 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、関係機関と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、早急に機能強化や老朽化対策を行う。 | 国 県 町 | |
| ○ | 緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、関係機関と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。 | 県 町 | 大間町橋梁長寿命化修繕計画(15橋) 修繕進捗率:R2(40%)→R7(100%) 大間町舗装長寿命化修繕計画(L=22.4 km) 修繕進捗率:R2(5.3%)→R7(40%) |

| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
|--|----|--|
| 【情報通信基盤の耐災害性の強化】 | | |
| <p>〈電気通信事業者・放送事業者の災害対策〉</p> <p>電気通信事業者や放送事業者においては、災害発生時の通信・放送機能を確保するため、施設・設備の耐災害性の強化など各種の災害予防措置を講じている。</p> | | <p>災害発生時に通信・放送機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。</p> |
| <p>〈県・町・防災関係機関における情報伝達〉</p> <p>災害発生時に一般通信の混線に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市、防災関係機関間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。</p> <p>また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p> | ○ | <p>県、町、防災関係機関間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。</p> <p>また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p> |
| <p>〈総合防災訓練の実施〉</p> <p>大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。</p> | ○ | <p>他県における近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。</p> |
| 【電力の供給停止対策】 | | |
| <p>〈行政施設の非常用電源の整備〉</p> <p>役場庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。</p> | | <p>災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。</p> <p>また、非常用電源が確保されていない行政施設においては、非常用電源設備等の確保が必要である。</p> |

| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
|------|--|-----------------------------|---------------|
| | | | |
| ○ | 災害発生時における通信・放送機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき通信網の多重化、予備電源の確保、防災資機材の整備など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気通信事業者・放送事業者との連携を強化する。 | 県 町 民間事業者 | |
| ○ | 災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、町、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。 | 県 町 | |
| ○ | 大規模災害発生時の応急体制の更なる充実を図るため、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、防災関係機関の連携強化に向け、消防・警察・自衛隊等の関係機関の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。 | 国 県 町 下北地域広域行政事務組合 | |
| | | | |
| ○ | 非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的に点検等を実施する。 また、非常用電源が確保されていない行政施設においては、非常用電源設備等の確保を推進する。 | 町 | |

| | | |
|--|----|---|
| リスクシナリオ15 上水道・下水道施設等の機能停止 | | |
| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
| 【水道施設の防災対策】 | | |
| <p>〈水道施設の耐震化・老朽化対策〉</p> <p>災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めている。</p> | ○ | 人口減少を踏まえた計画の策定や、アセットマネジメント(資産管理)を活用し、施策を推進する必要がある。 |
| <p>〈応急給水資機材の整備〉</p> <p>断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、水道事業者においては応急給水のための体制を整えとともに、災害用備蓄資材(応急給水)の整備を図っている。</p> | ○ | 断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、災害用備蓄資材(応急給水)の整備を図っていく必要がある。 |
| <p>〈水道事業者の業務継続計画の策定〉</p> <p>災害時における水道の安定供給を継続するため、事業継続計画(BCP)の策定が必要であるが、現在策定はされていない。</p> | | 災害時における水道の安定供給を継続するため、早急に事業継続計画(BCP)の策定が必要である。 |
| 【下水道施設の機能確保】 | | |
| <p>〈下水道施設の耐震化・老朽化対策〉</p> <p>災害発生時においても公衆衛生を確保するため、下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、点検・調査計画及び修繕・改築計画を策定し、重要度の高い設備に対し、予防保全を実施している。</p> | | <p>供用開始が古い処理場は、機械・電気設備が耐用年数を超えるものもあり、今後の運転管理や処理機能にリスクがある。</p> <p>下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、耐震化や管路施設を含めた老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。</p> |

| | 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】上水道の機能停止を防ぐため、水道施設等の耐震化・老朽化対策や、業務継続計画の策定など早期復旧のための体制の整備を図る。また、汚水処理施設等の機能停止を防ぐため、下水道施設等の耐震化・老朽化対策や早期復旧のための体制を整備するとともに、避難所等におけるトイレ機能の確保等を図る。 | | |
|------|--|------|----------------------------------|
| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
| ○ | 災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化を進め、水道事業の広域化や広域連携による経営の効率化等を推進する。 | 町 | 基幹管路の耐震化率 1.7%(H30)→2.6%(R01) |
| ○ | 断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じ、応急給水体制の見直し及び災害用備蓄資材(応急給水)の更新を図る。 | 町 | |
| ○ | 早急に業務継続計画(BCP)の策定を行い、策定した際には、職員及び関係団体への周知徹底、研修を実施する。 また、実効性を高めるために、定期的な訓練を実施し、適宜、計画の見直しを行っていく。 | 町 | |
| ○ | 災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づく老朽化した下水道施設の改築・更新を実施するとともに、耐震診断の結果に基づく施設の耐震化を図る。 | 町 | |

| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
|---|----|--|
| <p>〈下水道事業の業務継続計画の策定〉</p> <p>下水道施設は地域住民にとって重要なライフラインの一つであり、災害発生時の汚水処理機能の維持又は被災した場合の速やかな復旧のため、業務継続計画を策定している。</p> | ○ | <p>災害発生時には、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、近年の大規模災害の事例を研究し、必要装備の確保を図るとともに、業務継続計画を見直す必要がある。</p> |
| <p>〈避難所等におけるトイレ機能の確保〉</p> <p>災害発生時の避難所等における衛生環境の維持のため、仮設トイレ等の確保に係る検討をすすめている。</p> | | <p>災害発生時の対応としては避難所等に設置されている既設のトイレの活用が中心となっていることから、汚水処理施設等の機能が停止した場合においても、避難所等の衛生環境を維持できるよう、既設のトイレ以外に必要なトイレの数量及び種類（仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等）、調達方法を予め定めておく必要がある。</p> |
| <p>【合併処理浄化槽への転換の促進】</p> | | |
| <p>〈合併処理浄化槽への転換の促進〉</p> <p>老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、公共下水道や漁業集落排水の事業計画区域外の住宅を対象に、費用の一部を助成する浄化槽設置整備補助金制度を設けており、広報紙、ホームページにより当該制度の周知に努めている。</p> | | <p>依然として多くの単独処理浄化槽が残っていることから、災害発生時に備え、引き続き単独処理浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。</p> |

| 重点 項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
|----------|---|--------|---|
| ○ | <p>災害発生時における汚水処理機能の維持と被災施設の速やかな復旧が図られるよう、下水道施設の業務継続計画を見直す。</p> | 町 | <p>下水道事業業務継続計画の策定 改定済(現状)→随時見直し</p> |
| | <p>災害発生時における仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレの調達について、県と連携を図りながら民間事業者との協力関係を構築する。</p> <p>また、各家庭における携帯トイレの備蓄についての普及啓発を図る。</p> | 県 町 | |
| | | | |
| | <p>老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、引き続き、国の循環型社会形成交付金及び町の補助制度の周知により、災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、単独処理浄化槽設置者に対し、転換の必要性について周知を図る。</p> | 町 | |

| | | |
|--|----|--|
| リスクシナリオ16 二次災害等の発生 | | |
| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
| 【ため池の防災対策】 | | |
| <p>〈ため池等の防災対策〉</p> <p>将来にわたるため池の機能発揮に向けて、町が管理しているため池について、管理マニュアルを基に定期的に点検等を実施している。</p> | ○ | <p>農業用ため池が決壊し、下流の人家や重要施設に被害を及ぼす可能性があることから、大間町ため池ハザードマップによるため池決壊時の浸水区域の想定を住民に周知し、円滑な避難ができるようにする。</p> |
| 【防疫対策】 | | |
| <p>〈防疫対策の推進〉</p> <p>災害時における感染症予防のための防疫対策等は、防疫班を編成し、県と連携しながら、被災地における防疫措置や避難所の防疫指導、家畜伝染病の防疫等に対応するよう実施体制を構築している。</p> | | <p>感染症の流行に備え、予防策の徹底・生活空間の衛生の確保を図る必要がある。</p> |
| 【原子力災害の防災対策】 | | |
| <p>〈原子力災害時の防災対策〉</p> <p>原子力災害対策については、むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、野辺地町、横浜町及び六ヶ所村は、原子力関連施設を有する又は隣接する市町村として、災害対策基本法に基づき、原子力災害時応援協定を締結している。</p> | | <p>原子力災害対策については、一般的な災害対策と同様の対応によることとしているが、放射線は五感で感じるができないといった原子力災害の特殊性を考慮した上での対応となることから、各種研修や訓練等を実施して、放射線や原子力施設等についての基本的な知識を習得しておく必要がある。</p> |

| | 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害を防ぐため、ため池等の老朽化対策の推進を図る。また、有害物質の大規模流出・拡散や原子力施設からの放射性物質の放出を防ぐため、有害物質取扱事業所等に対し監視・指導等を通じた流出・拡散防止対策の推進や、有害物質流出時の連携・処理体制の整備を図り、原子力災害時に備えた体制・設備整備を推進する。 | | |
|------|--|--------|---------------|
| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
| ○ | 町が管理しているため池等について、定期的に点検を実施し、大間町ため池ハザードマップによるため池決壊時の浸水区域の想定周知に努める。 | 県 町 | |
| ○ | 平時から、災害発生時における防疫対策等について普及啓発を行うとともに、感染症の流行に備え、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットなどの予防策を徹底し、生活空間の衛生環境の確保を図るなど防疫対策の強化を図る。 | 県 町 | |
| ○ | 非常事態等に関する職員の参集、情報収集・連絡体制を確認するとともに、原子力災害の特殊性について基本的な知識を習得するための研修等を実施する。 | 県 町 | |

| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
|---|----|---|
| <p>〈原子力施設の安全性検証〉</p> <p>原子力施設に係る立地要請や安全協定などに際し、原子力施設の安全性等について、国や事業者の対応を踏まえつつ、県民の安全・安心に重点を置いた対応を行う観点から、県として節目節目において検証を行っている。</p> | ○ | <p>原子力施設の安全性については、国による新規制基準への適合性審査が進められているが、国や事業者の対応を注視し、適切に対処する必要がある。</p> |
| <p>【荒廃農地の発生防止・利用促進】</p> | | |
| <p>〈農地利用の最適化支援〉</p> <p>荒廃農地の発生の防止と、農業の生産性の向上を図るため、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。</p> | ○ | <p>有効に活用されていない荒廃農地は、災害発生時に崩壊等の危険性が高いことや、湛水機能の低下を招き洪水発生リスクが高まること、さらに災害発生後の生産を維持していく上で障害となる可能性があることから、担い手への農地の集積・集約化と再生作業の支援により荒廃農地の解消を推進する必要がある。</p> |
| <p>〈農地の生産基盤の整備促進〉</p> <p>荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため、農地の大区画化や用排水対策など生産基盤の整備を推進している。</p> | ○ | <p>異常気象による被害発生・拡大防止には、農地を農地として維持し、適切に管理しながら農作物を生産していくことが有効であることから、引き続き、農業生産基盤の整備等を実施していく必要がある。</p> |

| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
|------|--|--------|---------------|
| ○ | <p>事業者の対策や国の対応について、県議会や関係市町村長、原子力政策懇話会、県民説明会、各種団体など各界各層の意見を踏まえつつ、住民の安全・安心に重点を置いた観点から、適時・適切に検証を行う。</p> <p>町においても、原子力施設の安全性については、適切な検証を行う。</p> | 県 町 | |
| | | | |
| | <p>地震や豪雨等による二次災害防止に向けて、県、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積を促進するとともに、荒廃農地等利活用促進交付金事業を活用しながら再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。</p> | 県 町 | |
| | <p>災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、引き続き、荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するための、農業生産基板の整備を推進する。</p> | 県 町 | |

| | | |
|---|----|--|
| リスクシナリオ17 復旧・復興が大幅に遅れる事態 | | |
| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
| 【災害廃棄物の処理体制の構築】 | | |
| <p>〈災害廃棄物等の処理に関する連携の強化〉</p> <p>災害が発生した場合において、円滑に災害廃棄物の処理が行われるよう、関係団体（廃棄物処理事業者団体等）や関係自治体と連携して対応する。</p> | | <p>広域的処理も含め、災害廃棄物の円滑な処理を行うため、情報を共有するなど、県、他市町村、関係団体との連携を強化する必要がある。</p> |
| <p>〈家庭系災害廃棄物の収集・運搬対策〉</p> <p>災害時における災害家庭ごみの収集運搬等を迅速かつ的確に実施するため、大間町クリーンセンターと連携して対応する。</p> | | <p>災害家庭ごみを円滑に収集・運搬するため、関係団体との連携を強化する必要がある。</p> |
| 【防災ボランティア受入体制の構築】 | | |
| <p>〈防災ボランティア受入体制の構築〉</p> <p>災害発生時における防災ボランティアの円滑な受入れと効果的に活動できる体制を構築するため、地域防災計画に基づき取り組んでいる。</p> | | <p>災害発生時における防災ボランティアの受入体制を総合的に調整する仕組みが確立されていないことから、関係機関と連携を図りながら体制を検討する必要がある。</p> |
| <p>〈防災ボランティアの育成〉</p> <p>県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社青森県支部、町社会福祉協議会等関係機関との連携を図り、ボランティア団体に対し防災に関する研修、訓練等への参加を働きかけるなど防災ボランティアの育成を図っている。</p> | | <p>災害発生時に、被災者の多様なニーズに対応し、円滑な救助活動を実施するためには、平常時から、様々なボランティア団体を対象とした防災に関する研究・訓練等を実施し、防災ボランティアの育成強化を図る必要がある。</p> |

| | 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】大規模自然災害後に復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物処理計画や災害ボランティア・災害応援の受入体制、地籍整備の推進を図る。 | | |
|------|---|-----------------|---------------|
| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
| ○ | 災害発生時において協力体制や関係自治体との支援・受援体制が適切に機能し、災害廃棄物の処理が円滑になされるよう、県、他市町村、関係団体間の情報共有を図り、連携を強化する。 | 県 町 民間事業者 | |
| ○ | 災害発生時において、円滑に災害家庭ごみが収集・運搬されるよう県、市の関係部局、関係団体間との連携強化を図る。 | 県 町 | |
| ○ | 災害発生時における防災ボランティアの円滑な受入れと効果的に活動できる体制の構築に向けて、関係機関と連携を図りながら、総合調整の仕組みを検討する。 | 町 市社会福祉協議会 | |
| ○ | 県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社青森県支部、町社会福祉協議会等関係機関との連携を図り、防災ボランティア育成のための研修を実施するとともに、防災訓練への積極的な参加を促すなど、防災ボランティアの育成を強化する。 | 町 市社会福祉協議会 | |

| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
|--|----|---|
| <p>〈防災ボランティアコーディネーターの養成〉</p> <p>防災ボランティアコーディネーターは、防災ボランティアを円滑に受入れ、効果的な活動へ導く重要な役割を担っているため、県、町、町社会福祉協議会等関係機関において連携して、防災ボランティアコーディネーターの養成に努めている。</p> | | <p>災害発生時の被災者ニーズは多種多様であることから、円滑に救援活動を実施するため、「調整役」となる防災ボランティアコーディネーターの育成強化を図る必要がある。</p> |
| 【災害応援の受入体制の構築】 | | |
| <p>〈災害応援の受入体制の構築〉</p> <p>災害発生時に迅速かつ円滑に応援を受け入れることができるよう、各市町村、各消防本部で相互応援協定を締結しており、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。</p> | ○ | <p>災害発生時に迅速かつ円滑に他自治体からの応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認するとともに、応援職員の受入を円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。</p> |
| 【農業・水産業の担い手育成・確保】 | | |
| <p>〈農業・水産業の担い手育成・確保〉</p> <p>当市の安全・安心な農産物及び水産物を供給していくためには農業・水産業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、人材の育成などにより、新規就業者の確保に取り組んでいる。</p> | ○ | <p>当市の安全・安心な農産物を安定的に供給するためには後継者や新規就業者の確保が必要であるが、現状では減少傾向にあることから、後継者の育成及び新規就業者の掘り起こしの必要がある。</p> |
| 【地域防災力の向上】 | | |
| <p>〈消防力の強化〉</p> <p>消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づき地域の実情を踏まえた消防体制の整備を進めている。また、大間消防署では対応できない大規模災害等に対応するため、下北消防本部及び近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制の整備に取り組んでいる。</p> | ○ | <p>大規模災害等に迅速かつ的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p> |

| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
|------|--|-------------------|---------------|
| ○ | 災害ボランティアコーディネーターの育成強化を図るため、災害救援ボランティア活動マニュアルに従い、県が主催する研修会への積極的な参加を促す。 | 町 市社会福祉協議会 | |
| | | | |
| ○ | 引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていくとともに、他自治体の応援職員を円滑に受け入れるため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を図る。 | 町 | |
| | | | |
| ○ | <p>当町の農業を維持・発展させ、農産物を安定して供給するため、後継者の育成や新規就農者の掘り起こし等、労働力確保に向けた取組を実施する。</p> <p>また、水産業における課題を踏まえながら、引き続き、担い手の育成・確保に取り組む。</p> | 県 町 | ○ |
| | | | |
| ○ | 国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に下北消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるように、訓練を実施する。 | 下北地域広域行政事務組合 町 | |

| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
|---|----|--|
| <p>〈消防団の充実〉</p> <p>町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> <p>また、消防団員の確保及び新入団員加入促進のため、機能別団員制度の導入の検討のほか、消防団協力事業所制度を導入し、イベント等における広報活動に努めている。</p> | ○ | <p>消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。</p> |
| 【応急仮設住宅の確保等】 | | |
| <p>〈応急仮設住宅の迅速な供給〉</p> <p>災害発生時において、迅速に応急仮設住宅を供給するため、「青森県応急仮設住宅建設マニュアル」を基に建設することとしている。</p> | | <p>災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅が把握されていないことから、提供可能な民間賃貸住宅の具体的なリストを作成する必要がある。</p> |
| 【道路施設の防災対策】 | | |
| <p>〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p> | ○ | <p>緊急輸送道路である国道279号及び338号は、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域などを抱えており、また平成23年3月に発生した東日本大震災では、大津波警報の発令に伴い、国道279号において通行止めが発生するなど、災害発生時に使用できない可能性があることから、優先的に推進する必要がある。</p> |

| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
|------|---|-------------------|---------------|
| ○ | 引き続き、大間消防署と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。 | 下北地域広域行政事務組合 町 | |
| | | | |
| ○ | 関係団体と連携して災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅のリストの作成を推進する。 | 県 町 民間事業者 | |
| | | | |
| ○ | 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、関係機関と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、早急に機能強化や老朽化対策を行う。 | 国 県 町 | |

| 現在の取組 | 再掲 | 脆弱性評価 |
|---|----|--|
| <p>〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p> | ○ | <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p> |
| 【基幹的道路交通ネットワークの形成】 | | |
| <p>〈基幹的道路交通ネットワークの形成〉 被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確認するため、地域高規格道路（下北半島縦貫道路）の整備を県に対し、要望している。 また、下北未来塾という女性団体においても、下北半島縦貫道路の整備促進について国へ要望している。</p> | ○ | <p>被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確認するため、地域高規格道路（下北半島縦貫道路）の整備促進について、下北半島振興促進連絡協議会や下北総合開発期成同盟会により要望しており、継続的に要望活動を続ける。</p> |
| 【代替輸送手段の確保】 | | |
| <p>〈代替輸送手段の確保〉 災害発生時における港湾・漁港を利用した輸送確保も視野に入れ、施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。</p> | ○ | <p>大規模災害時において、陸上輸送の代替手段は海上輸送となることから、湾港及び漁港の防災機能強化が必要である。</p> |
| 【風評被害の発生防止】 | | |
| <p>〈正確な情報発信による風評被害の防止〉 安全・安心な特産品を国内外に広くアピールするため、トップセールス等を通じて、平時から消費者や販売業者等に対し、情報発信を行っている。 また、県では農林水産物の安全性を確認できるよう、放射性物質モニタリング調査結果を公表している。</p> | ○ | <p>災害発生に伴う風評被害を防止するためには、正確な情報を発信する必要があることから、特産品の正確な情報発信のための仕組みを平時から構築しておく必要がある。</p> |

| 重点項目 | 対応方策 (今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) |
|------|---|-------------|---|
| ○ | 緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、関係機関と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。 | 県 町 | 大間町橋梁長寿命化修繕計画(15橋) 修繕進捗率:R2(40%)→R7(100%) 大間町舗装長寿命化修繕計画(L=22.4 km) 修繕進捗率:R2(5.3%)→R7(40%) |
| | | | |
| ○ | 被災地への確実かつ速やかなアクセスや多様なルートを確保するため、地域高規格道路(下北半島縦貫道路)の整備促進について、国及び県に対し、要望を継続して行う。 | 国 県 町 | 地域高規格道路「下北半島縦貫道路」整備率58%(R01) むつ南バイパス1-1工区(2.1km)の供用(R04) 事業着手区間 (むつ南バイパス、横浜北バイパス、横浜南バイパス) 計画段階評価→未事業化区間の新規事業化(野辺地~七戸) (奥内~中野沢) |
| | | | |
| ○ | 災害発生時の海路による輸送確保に向けて、港湾施設の防災機能の強化を図る。 漁港施設においては、老朽化対策・機能強化対策を実施する。 | 県 町 | ・漁港施設の長寿命化計画策定 |
| | | | |
| | 災害発生時における特産品の風評被害の防止に向けて、特産品の正確な情報発信のために、ウェブサイトとSNSを連携させた情報発信の仕組みを構築するとともに、必要に応じて説明会等を開催して情報を提供するなど、情報発信の強化を図る。 | 県 町 | |